

平成 25 年 3 月 28 日（木）

平成 25 年第 1 回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会

会 議 録

岸和田市貝塚市清掃施設組合

平成 25 年第 1 回岸和田市貝塚市
清掃施設組合議会定例会議事日程

〔平成 25 年 3 月 28 日（木）〕
午後 1 時 30 分 開 議

- 第 1 会期決定について
- 第 2 議案第 1 号 組合議会の定例会の回数に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 2 号 平成 25 年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算
- 第 4 議案第 3 号 公平委員会の委員選任につき同意を求めるについて
- 第 5 行政報告（ごみ処理広域連携の検討依頼に係る対応について）

追加日程

- 第 6 一般質問

出席議員（14名）

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 稲田悦治 | 2番 | 井上源次 |
| 3番 | 岩崎雅秋 | 4番 | 鳥居宏次 |
| 5番 | 中井良介 | 6番 | 西村芳徳 |
| 7番 | 雪本清浩 | 8番 | 米田貴志 |
| 9番 | 明石輝久 | 10番 | 北尾修 |
| 11番 | 田崎妙子 | 12番 | 田中学 |
| 13番 | 南野敬介 | 14番 | 藪内留治 |

欠席議員（なし）

出席議事説明員

| | | | |
|-------|------|------|------|
| 管理者 | 野口聖 | 副管理者 | 藤原龍男 |
| 理事 | 出口修司 | 理事 | 砂川豊和 |
| 幹事 | 柿花淑彦 | 幹事 | 田中利雄 |
| 幹事 | 西岡修 | 幹事 | 伊東敬夫 |
| 幹事 | 坂井永二 | 幹事 | 岸澤慎一 |
| 幹事 | 頓花隆 | 幹事 | 藤原良嗣 |
| 会計管理者 | 小堀喜康 | | |

出席事務局職員

| | | | |
|------|------|------|------|
| 事務局長 | 平塚隆史 | | |
| 総務課長 | 浅野淳一 | 管理課長 | 小南和巳 |

午後1時44分開会

○議長（藪内留治君）

ただいまから平成25年第1回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

まず、議員出席状況を総務課長から報告させます。

○総務課長（浅野淳一君）

議員出席状況についてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（藪内留治君）

ただいまの報告のとおり、出席議員全員をもちまして、会議は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

次に、本日の会議録署名者を、施設組合議会会議規則第101条の規定により、私から、8番米田貴志議員、9番明石輝久議員を指名いたします。

次に、本定例会における議事説明員は、お手元にご配付しておりますとおりでありますので、報告いたします。

○議長（藪内留治君）

これより日程に入ります。

日程第1、会期決定についてを議題いたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日の1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藪内留治君）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、1日に決定いたしました。

○議長（藪内留治君）

次に、平成24年9月分から25年1月分までの5カ月分の例月出納検査結果報告につきましては、先に議員各位にご送付いたしておりますとおりであります。

本各件について質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藪内留治君）

ないようですので、本報告を終わります。

○議長（藪内留治君）

次に、日程第2議案第1号組合議会の定例会の回数に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。
管理者 野口 聖君。

○管理者（野口 聖君）

ただいま上程をされました議案第1号組合議会の定例会の回数に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

当議会のさらなる活性化を図るため、組合議会の定例会の回数を見直し、本案のとおり、本条例の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、細部につきましては、事務局長に説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（藪内留治君）

次に、補足説明を求めます。事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

上程いたされました議案第1号組合議会の定例会の回数に関する条例の一部改正についての詳細をご説明申し上げます。

本則におきまして、定例会の回数を年2回から年3回と改正しようとするものであります。

附則として、施行日を平成25年4月1日に定めております。

説明は以上でございます。

○議長（藪内留治君）

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藪内留治君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藪内留治君）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藪内留治君）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（藪内留治君）

次に、日程第3議案第2号平成25年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。
管理者 野口 聖君。

○管理者（野口 聖君）

上程いたされました議案第2号平成25年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本組合の平成25年度歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億9,810万6千円で、前年度に比べて8.9%、3億7,717万9千円の増額計上であります。これは主に、旧工場解体工事に伴う費用が新たな負担になるためであります。

予算の内容につきまして、まず、歳出からその科目別に順次ご説明申し上げます。

第1款議会費には425万7千円の計上で、前年度に比べて18万6千円の増額であります。

次に、第2款総務費は21億9,153万8千円の計上で、前年度に比べて3億7,820万4千円の増額であります。

これは主に、第2項施設費で3億8,066万5千円の増額によるものであります。これは主に、先ほども説明いたしました旧工場解体工事に伴う費用が新たな負担になるためであります。

次に、第3款の公債費は23億9,931万1千円の計上で、前年度に比べて121万1千円の減額であります。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

分担金で40億5,000万円、使用料及び手数料で2億2,247万7千円、繰越金で3,920万2千円 諸収入で2億8,152万7千円、組合債で490万円でありまして、これら財源をもって本組合に係る経費に充当しようとするものであります。

次に、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法等につきましては、第2表地方債によるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、細部につきましては、事務局長に説明させますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（藪内留治君）

次に、補足説明を求めます。事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

それでは私から、平成25年度一般会計予算につきまして、詳細をご説明申し上げます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

予算書の26、27ページをお願いいたします。

1款1項議会費が425万7千円で、前年度

に比べ4.6%、18万6千円の増額計上でございます。

次に、28、29ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務費が1億8,444万円で、前年度に比べ1.3%、246万1千円の減額計上でございます。

1目一般管理費が1億7,664万5千円で、前年度に比べ0.1%、16万8千円の増額計上でございます。

主なものといたしましては、目の事業別区分欄、職員給与費等1億6,437万円は、施設組合職員23名分の人件費等でございます。

下段、清掃組合管理事務事業1,227万5千円の主なものといたしましては、組合運営に要する事務経費とクリーンセンターの保険料等でございます。

次に、30、31ページをお願いいたします。

2目総務管理費が749万6千円で、前年度に比べ25%、249万5千円の減額計上でございます。これは主に、報償費の減によるものでございます。

目の事業別区分欄、リサイクル啓発事務事業749万6千円は、展示及び啓発事業の運営に必要な経費でございまして、ボランティアによる工房教室活動も含まれております。

3目公平委員会費が6万3千円、前年度と同額でございます。

4目監査委員費が23万6千円で、前年度に比べ36.2%、13万4千円の減額計上でございます。これは主に、旅費の減によるものでございます。

次に、32、33ページをお願いいたします。

2項施設費1目施設管理費が20億709万8千円で、前年度に比べ23.4%、3億8,066万5千円の増額計上で、8節の報償費から27節の公課費までの経費を説明欄で4つの事業に分けて記載しております。

まず、施設管理運営事業に8億5,928万2

千円の計上で、これはクリーンセンターの運転管理等に要する経費であり、主なものは、説明欄右端内訳の11節需用費と13節委託料で、プラント関係の薬品等の消耗品に1億3,863万8千円、電気、下水道等の光熱費に1億493万5千円、工場の運転管理や焼却灰の運搬、処分等の施設維持業務委託料に5億9,619万1千円でございます。

次のクリーンセンター維持補修事業には8億5,614万円の計上で、これは定期点検整備工事や大規模補修などの施設維持に要する経費で、主なものは、説明欄右端内訳の15節工事請負費と16節原材料費で、施設全般に係る定期点検整備、灰溶融炉の停止に伴う灰出しコンベアライン等整備工事に6億5,086万円、これらの工事に伴い支給する原材料費に1億4,848万5千円でございます。

次に、大阪湾圏域広域処理場整備事業の内訳に記載の施設維持業務委託料547万6千円は、大阪府のフェニックス計画に伴うものでございます。

次の旧清掃工場解体事業の内訳に記載の13節委託料620万円、15節工事請負費2億8,000万円は、旧工場解体工事に伴うものでございます。

続きまして、34、35ページをお願いいたします。

3款1項公債費が23億9,931万1千円で、前年度に比べ0.1%、121万1千円の減額計上でございます。平成24年度末現在の未償還金150億3,660万7千円に対する元金及び利子で、前年度に比べ元金で2,980万円の増額、利子で3,101万1千円の減額計上でございます。

なお、起債の償還につきましては、クリーンセンター建設に伴う起債の元利償還がピークを迎えておりまして、平成28年度までは約24億円の公債費となる見込みでございます。

次に、36、37ページをお願いいたします。

4款1項予備費は300万円で、前年度と同額の計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、16、17ページをお願いいたします。

1款分担金1項分担金1目組合市分担金が40億5,000万円で、前年度と比べ8.0%、3億円の増額計上でございます。説明欄のとおり、2割は両市の均等割、8割は人口割で、分担金の負担率は、岸和田市が65.008%、貝塚市が34.992%でございます。

18、19ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料が2億2,247万7千円で、前年度に比べ4.2%、905万7千円の増額計上で、廃棄物処分手数料の増を見込んだものでございます。

1項使用料1目総務使用料が163万5千円で、前年度に比べ9.1%、16万3千円の減額で、主なものは、組合所有土地使用料及び附属洗車場使用料でございます。

2項手数料1目焼却手数料2億2,084万2千円で、922万円の増額となり、説明は先ほどのとおりでございます。

22、23ページをお願いいたします。

4款諸収入1項雑入が2億8,152万7千円で、前年度に比べ34.2%、7,171万8千円の増額計上で、法改正による受給電力量収入の増額によるものでございます。

24、25ページをお願いいたします。

5款組合債1項組合債1目清掃施設整備事業債が490万円で、大阪湾圏域広域処理場整備に充当する起債であり、前年度に比べ39.5%、320万円の減額でございます。

次に、41ページをお願いします。

継続費として、旧清掃工場解体工事の総額を7億円、期間を平成25、26年度の2カ年とするものでございます。年割額につきましては、平成25年度2億8,000万円、平成

26年度4億2,000万円とするものでございます。

なお、債務負担行為及び地方債に関する調書並びに給与費明細書につきましては、43ページ以下に添付いたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、平成25年度の予算案の説明でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藪内留治君）

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。明石議員。

○9番（明石輝久君）

まず、歳出からやな。

33ページの旧の清掃工事の解体事業ですけども、2カ年にわたって実施というふうに先ほど説明されましたけども、今年はどういう形のをやるんですか。解体内容について説明していただけますか。

○議長（藪内留治君）

事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

確定したことはまだ言えませんが、これは2カ年に渡る事業ということで、地上部の部分も撤去してまいりたいというふうに考えてございます。この解体工事の期間ですけども、平成25年度9月頃から平成26年度末までを考慮しておりまして、25年度は、調査と監督官庁への解体の届出を行い、解体の付設工事、除染工事などを想定しております。26年度は、25年度から継続して作業を行い、除染後、プラント設備、建築構造物解体を行い、最後に地上より解体撤去するというふうに基本的に考えております。

以上です。

○議長（藪内留治君）

明石議員。

○9番（明石輝久君）

地上部の解体ということなんですけども、従前から解体時の解体に伴うダイオキシンの関係やとか騒音を含めて、地元の地域の中でも一定の心配というふうな意見が出てますんで、その辺、どういう対応をされるんか、それをまず聞かしてもらえますか。

○議長（藪内留治君）

事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

工場の解体につきましては、当施設組合といたしましては、安全に万全を期したいというふうに考えております。現在は、何もしていませんので、当然安全な状態であるわけでございます、工事に入る前には、監督官庁、労働基準監督署とかそういったところになりますけども、十分に打ち合わせし、データの取り方の問題だとか事前の調査等を十分にして、基本的には安全にやるということはどういうことかといいますと、まず、今の工場については当然ごみを燃やしていたということで、部分的にですけども、ダイオキシン等について許容度を超えるようなものが当然あります。

それはそのままでは危険ですんで、まずそれを綺麗に除去します。除去して、覆いなんかもして外部に飛ばんような形で綺麗にそういう汚染物を除去して、綺麗な建物にした上で解体撤去をするということで、ちょっと市民の皆さん、何かいきなり解体撤去をするん違うかなというふうに誤解されてるみたいで、そこは全然違うんで、安全な状態にしてから解体工事をするということなんです、それを基本として進めてまいります。

以上です。

○議長（藪内留治君）

明石議員。

○9番（明石輝久君）

説明聞いて安心しましたというんか、そ

のとおりやってほしいなということなんですけども、あと、当然解体に伴ってそういう安全対策を取るということなんですけども、周辺地域に対する安全、同時に工事関係者に対する安全ということになるかと思うんですけど、その両面について、地域には当然説明会等々も開かれてると思うんですけどね、その2点、再度聞かしていただけますか。

○議長（藪内留治君）

事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

まず、地域への安全ですけども、やっぱり皆さん今一番不安に思われてると思いますんで、事務局としては丁寧に現場に入ってまいりたいと思います。事前に挨拶程度には行ってるんですけども、工事の予算もまだ確定されてないということで、工事の予算が確保できた段階でもう一遍町会回りをさしていただくという打ち合わせをします。

ですから、来年度、今日の議決をいただけるならば、予算が確保されましたということで、各町会をまず回らしてもらって、それとあと、本格的には業者が決まって、その業者が決まった中でやり方というものが大分と変わってくる可能性があります、工事の解体手法だとか。そういうことで言いますと、秋、これはあくまでも計画ということで聞いてほしいんですけども、夏ぐらいまでには業者を決めて、そういう安全対策なんかの検討も十分しながらやっていきたいというふうに思ってますんで、本格的なここをどうしてこうするということの説明については、夏以降になるかなというふうに思ってます。

それともう1点、作業員の安全確保でございますけども、これは一定の汚染物を除去するというので、タイベックというん

ですか、ああいう防護するための服なんかもちゃんと装着する。それは監督官庁の指示に従って、法律を守って適正にしていきたいと思いますと考えてございます。

以上です。

○議長（藪内留治君）

明石議員。

○9番（明石輝久君）

そういう形で解体していくということで、あと、今後の方向やと思うんですけどね、これはまだ具体的には決めてられないと思うんですけども、一定今の段階で、もしわかるのであれば、方向性だけでもと思うんですけども、跡地利用の問題だとか、それから地元の地域から従前から中へ道路を通してほしいとか、それから一部墓地にとかというようないろんな話があります。こういう対応も含めて、今後、まだそれには一切考えてないのか、解体を進めていく中でそういう問題についても一定方向性を検討されるかどうか、聞かしていただけますか。

○議長（藪内留治君）

事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

解体工事の説明に参りますと、地元のほうから、跡をどないするんやという質問は当然お受けするかなというふうに思ってます。そういうことで、やっぱりそれに対して我々も答えていかんとあかんというふうに思ってますので、工事と並行しながら、岸和田市、貝塚市、当施設組合の3者で構成する跡地検討会議というのがありますので、それも継続的にといいますか、並行して協議を進めて、跡地の利用のあり方についても継続的な検討をしていきたいと思いますと考えてございます。

以上です。

○議長（藪内留治君）

田崎議員。

○11番（田崎妙子君）

その上の施設管理運営事業のところなんですけど、委託料のところでは施設維持業務委託料というのが5億9,000万あるんですが、後のページの43ページの債務負担行為で翌年以降にわたるものということで5年分、岸和田貝塚クリーンセンターの運転管理業務委託料ということで出てるんですが、平成25年度で言うと4億1,000万で、この5億9,000万の中にこれが組み込まれてるというふうに考えていいんですか。

○議長（藪内留治君）

事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

43ページに記載いたしております債務負担行為につきましては、クリーンセンターの運転管理に伴う債務負担行為でございまして、旧工場とは関係ございません。旧工場の関係で申し上げますと、委託もちゃんとやって住民に安全な形でちゃんとやっていかなあきませんので、委託料620万円ということ。

○11番（田崎妙子君）

すみません。それはわかってて、その上の施設管理運営事業の中に委託料であるじゃないですか、真ん中、13番のところ。旧工場のほうは全然質問しませんので、当然このクリーンセンターやと思うんですけど、この金額が違うので、この金額の中に4億1,000万が入ってるのかなとお聞きをしてるんです。

○議長（藪内留治君）

管理課長

○管理課長（小南和巳君）

議員さんご質問のとおり、運転管理委託はこの中に含んでおります。そのほかは、当然、この施設でございまして、分析業務とかそういったその他の委託を含んでる

ということをご理解いただきたいと思いません。

以上です。

○議長（藪内留治君）

田崎議員。

○11番（田崎妙子君）

ありがとうございます。

これ年々増えてるんですけど、委託なので、一括で当然灰溶融炉のほうも含めての委託管理業務かなと思ってるんですよ。年々増えていくんでね、この増えていく要素というか、理由がわかれば教えていただけますか。

○議長（藪内留治君）

管理課長。

○管理課長（小南和巳君）

1点ご確認でございますけども、43ページのほうの内容の増という。

こちらのほうは、一応私どものほうで5カ年の契約の中で、毎年、業務単価、作業員単価、国のほうからの指令単価が出ますので、それに応じた額の見直しだけは毎年かけていくということで、想定でございますので、安全率という形で少し増という形で、現実、労働賃金が下がると、逆に過去の経緯の中では下がってることもございます。

○議長（藪内留治君）

田崎議員。

○11番（田崎妙子君）

安全確認、労働単価というふうにおっしゃったので、そうなると、運転管理業務が何か危険でも増したりということが含まれてるのかと思うんですが、例えば、そしたらこっだけ変わってきてるということは、25年度が4億1,000万、例えば27年度、1月に全部上がってきてるんですけど、これはその時々単価が上がるような業務が計画的に入ってるというふうに考えていいのか、

もしくは単価そのものだけが上がっていくというふうに考えたらいいか、どちらですかね。

○議長（藪内留治君）

総務課長。

○総務課長（浅野淳一君）

お答えいたします。

この43ページの表ですけども、これにつきましては、平成24年度から管理委託契約、5年間の契約でということ、一般の公募して入札をしたときの計算式になっております。

それで、まだ24年度当初ということで、まず単年度の金額を定めるに当たって、そこから毎年毎年労働単価が上がるだろうという予測のもとで、この債務負担行為というのを各年度ごとで積算してる関係があります。

實際上、債務負担行為ですんで、予算においてはその年度年度で実際の予算額ということで変更を加えていってるという形になっていく。ただ、それは24年度のベースで考えたときに、毎年その労働単価の上昇分ということで、毎年毎年こっだけ上がるであろうという予測でもって債務負担行為のこの調書を作成してるという状況です。

○議長（藪内留治君）

田崎議員

○11番（田崎妙子君）

説明はわかるんですが、労働単価がこれだけ上がるという根拠です、聞いているのは。何というか、点検業務とかが増えるじゃないですか。その中で実際に見てると、何とかな、点検によって作業員もいっぱい要るからそれだけ労働単価が上がるのか、基本的に5カ年の契約ですので、当然全部ぶっ込みでやってはると思うんですが、そんな中でこれぐらい労働単価を多く見積もる根拠がちょっとわかれへんと思ったん

です。

例えば工事が増えるんやとか、点検業務の種類によってこの年度は増えるんかというふうになってるのか、単純に見込んであるのか。簡単に言うたら、単価だけじゃなくて、人数を上げるということかなと思っただんで、ここだけ説明欲しいんです。

○議長（藪内留治君）

総務課長。

○総務課長（浅野淳一君）

43ページの債務負担行為のこの表につきましては、単純に労働単価が上がるということで計算しております。

あと、細部につきましては管理課長のほうからお願いしたいと思います。

○議長（藪内留治君）

管理課長。

○管理課長（小南和巳君）

5年間の委託契約につきましては、私ども、作業員の員数、作業等々も含めて当初年度で設計を組んでおります。施設の中での処理規模が大きく変わらない限り、基本的には作業員の設計費用とか、こちらのほうで工事とか日常整備とかいう要素は含んでおりません。運転管理でございますので、当然小規模な部品の交換とか修繕整備、作業員レベルでできる範疇というような当初より見込んだ範疇でございますので、そういったふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（藪内留治君）

明石議員。

○9番（明石輝久君）

歳入の部分で、先ほど電力の関係、23ページ、受給電力量の収入というところで2億3,700万ほどの部分が出てるわけですけども、この法改正というのはちょっとよく理解してないんで、少し説明していただい

せんか。

○議長（藪内留治君）

管理課長。

○管理課長（小南和巳君）

冒頭説明ございました法改正を含めてということは、現在の電力の契約方法、この方法が昨年7月、新しい制度の電力の買い取り制度のほうが実施されました。そのほうの申請手続を今年度中に行っておりまして、ちょうどつい先日までございますけども、国のほうから認可がございまして、新しい制度の買い取りでということで、従前でございますと、平均単価が約8円余りでございました、1キロワット当たり。

それが今度の新しい制度になりますことにより、今度の新しい制度はちょっと内容が複雑なんで、例えばバイオマス発電に値するものということで、ごみ全体を指すだけでなく、ごみ全体の中の自然由来物、俗に言う石油製品物を除いた、ナイロンとかビニールのごみですね、そういったものを除いた分、自然物に対しての燃焼に対しては、1キロワット当たり17.85円、これもちょっと私、運転計画のところ一度お話しさせていただいたんですけども、今度の新しい制度につきましては、従前は昼夜間の売り電差、並びに7、8、9の真夏の料金の買い取りのアップ、こういうのがございましたけども、新しい制度に関しては、季節、昼夜間、この差がなく、17.85円で買い取りをされると。

この比率は、これはごみでございますので、毎月のごみ分析の調査に基づいてになるんですけども、前年度、今年度実施してきたごみ分析の経過から、約60%程度がこれに値するだろうということで、こちらのほうで試算しておりまして、単価が約12.8円での売り電ということで、売り電部分に関しては約8,000万ほどの増額になるだろう。

それに加えて溶融炉停止しておる消費の分の削減、これがまた2,500万ほど見込んでおりますので、議員ご質問の部分につきましては、約1億500万ほど昨年度より増額の歳入を見込んでおります。

以上です。

○議長（藪内留治君）

明石議員。

○9番（明石輝久君）

法改正になって、具体的にこういうふう
に電力の買い取り料金が上がる、また溶融
炉をとめる、廃止の方向というふうにも聞
いてるわけですが、電力関係できっち
りとこの収入を図っていくという方向が今
作られてるわけですが、バイオマスの
関係で言えば、当然ごみ質が燃やしにくい
という相反する中身にもなるわけなんです
けども、やっぱり両市の市民が分別、頑張
ってやってるんでね、そういう点で言うた
ら、業者から入ってくるごみも含めてこれ
に寄与するような方向を、今作っている部
分からさらによくなっていくということが
収益アップにもつながっていくわけなんで、
その辺も含めて今後どういう方向をつくっ
ていかれるんか、聞かしてください。

○議長（藪内留治君）

管理課長。

○管理課長（小南和巳君）

ごみ質の件に関してでございます。私ど
ものほうの、先ほど私、60%程度確保とい
うことも、ご存じのように、私どものプラ
ント、ごみピット、ごみだめが非常に大き
くて、よく攪拌して、分析方法は1つの山
を4分の1に割ってとって、割ってとって
という繰り返しで、最後のサンプルを抽出
するわけなんですけども、議員おっしゃる
とおり、市民の排出ごみの中で石油由来物、
それなりのプラスチック等が増加すれば、
逆にカロリーとしては上がるんですけども、

買い取り電力としては下がるという、非常
に相反する、新しいバイオマスの買い取り
制度でございます。

この制度が今、施設の課せられてる条件
の中で、施設の供用後20年間ですよとい
うことですので、私どもの施設も、逆に6年
間の実績の分は差引かれますので、残り
の14年間はこれで確保ということで、私も
同じことを思うんで、こういったことも、
私ども、こういった施設のほうからは全国
都市清掃会議という、環境省の外郭でござ
いますけども、意見の取りまとめのほうに
もそういった意見も私どもの施設のほうか
らは出さしていただいて、また4月、新年
度、その取りまとめの意見の場でもそうい
う見解の発表のほうにも出向いていこうと
考えております。

以上でございます。

○議長（藪内留治君）

明石議員。

○9番（明石輝久君）

ありがとうございます。電力、色々この
間あったわけですが、非常にこの部
分では比率は高いかなというふうに、だん
だんと高くなっていくというふうにありま
すので、ぜひ引き続き、さっき言うてたよ
うに、法改正でこうなったということがあ
るんでね、逆に言うと、法改正がまた変わ
ると別個の部分も出てくるかなとか、い
ろいろ心配もするんですけどね、その点だ
け最後、わからんと思いますけども、ちょ
っとだけ感想なり聞かしていただけたらと
思います。

○議長（藪内留治君）

管理課長。

○管理課長（小南和巳君）

おっしゃるとおり、なかなか先行きとい
うのがわかりづらいんです。現実、今年度、
この制度ができて、新しい施設、これは全

国的に一斉にこの制度に乗り換えるということで、昨年の11月の議会ではもう少し早く認定されるのかなというご報告もさせていただいたんですけども、今月ぎりぎりということで、ごみの質の調査というのはなかなか難しゅうございます。

一般廃棄物の、基本的には受け入れの規制状況、これを我々は重視するのは当然でございますので、自然由来物でございます、一つには夏冬でも結構波がございます。やっぱり夏はどうしても草や木やかさそういったものも増えてくることも、これは事実でございますので、だからといって、ごみの分析を作為的なことをすることもできませんし、ごみの分析に対しての比率分ということで、全国的に見て私どものような施設、ごみだめの大きな器を持っておるところは全部あるかと言われるとなかなかないように思うんですけども、そういったことも踏まえて、パーセンテージの設定の信憑性やかということも、唯一私どものほうから国へ直接意見が上がる窓口が、先ほどお話しさせてもらった全国都市清掃会議の意見書ということで、この意見を述べさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藪内留治君）

他にありませんか。雪本議員。

○7番（雪本清浩君）

恐れ入ります。33ページの先ほどから出てます旧清掃工場解体事業なんですけども、今内容をお聞きしまして、2カ年にわたって7億円ということなんですけども、以前、同僚議員から11億4,000万という金額を聞いております。それと今回7億円と、どういうふうな工事内容が違うのでしょうか、教えていただきたいと思っております。

○議長（藪内留治君）

事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

以前、11億4,000万円という分は、地下の部分は全部掘り返して撤去するという計画でした。予算もございませんので、必要最小限ということで、地上部分のみを今回撤去するというので予算の圧縮をしたということでございます。

以上です。

○議長（藪内留治君）

雪本議員。

○7番（雪本清浩君）

それでは、地上部分といいますけれども、大体地上部分といいますが、地上、地面から50センチまでとか1メートルとか、全部じゃないというのは今お聞きしたんですけど、例えば、ちょうどゼロというわけにいかないと思うんですけど、その辺は大体、もし教えていただければ。

○議長（藪内留治君）

事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

現在考えているところでは地上10センチぐらい、要するに土間のところぐらいは全部取ってしまうということで考えております。

○議長（藪内留治君）

雪本議員。

○7番（雪本清浩君）

よくわかりました。ありがとうございます。終わります。

○議長（藪内留治君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藪内留治君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藪内留治君）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可とすることに決
しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藪内留治君）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、
原案のとおり可決されました。

○議長（藪内留治君）

次に、日程第4議案第3号公平委員会の
委員選任につき同意を求めるについてを議
題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。
管理者 野口 聖君。

○管理者（野口 聖君）

上程いたされました議案第3号公平委員
会の委員選任につき同意を求めるについて、
提案理由をご説明申し上げます。

公平委員の清原泰司氏が本年3月31日を
もって任期満了となりますので、その後任
委員として同氏を再任いたしたく、地方公
務員法第9条の2第2項の規定に基づき、
議会の同意を賜りたくご提案申し上げる次
第であります。

何とぞご賛同賜りますようお願い申し上
げます。

○議長（藪内留治君）

この際、お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略してご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藪内留治君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、
質疑、討論を省略することに決しました。

これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに決
しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藪内留治君）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、
原案のとおり同意されました。

○議長（藪内留治君）

以上で、本定例会に付議する議案は全て
終了いたしました。

○議長（藪内留治君）

続きまして、日程第5、行政報告に入り
ます。

本件の報告を求めます。事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

それでは、私からご報告をさせていただきます。

資料1-1をごらんください。

これまでの経過については、記載のとおり
でございますが、前回の行政報告以降の
経過について詳しくご説明申し上げます。

なお、今回の件で泉佐野市田尻町清掃施
設組合との間で文書のやりとりをしたもの
について、相手方から来たものについては
依頼文書、こちらから送ったものについて
は回答文書と表現して、古いものより番号
をつけて四角い枠で文字を囲み、資料とし
て添付いたしております。

まず、全体の流れについてでございます
が、11月8日に環境関連部局6者会議、6
者とは、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田
尻町、岸貝清掃組合、泉佐野田尻清掃組合
でございます。この6者会議では、双方の検討経過
の報告や質疑応答を行いました。その席
で相手方より、8月14日の依頼文書2に対
する当方の検討結果を文書で返していただ
けないかという申し入れを受けました。そ
の申し入れに基づき文案を作成し、12月6
日、岸貝ごみ処理広域連携検討会議に諮
った上で検討結果の文書を作成し、12月20
日に回答文1に補足説明を添えて相手方に返
しました。

それでは、添付書類の概要説明から始め

させていただきます。

資料1-2をお願いいたします。

これは、泉佐野市田尻町清掃施設組合からの検討依頼書の写しでございますが、この文書については前回の行政報告で説明させていただきましたので、今回は説明を割愛させていただきます。

次に、資料1-3をごらんください。

これは、昨年7月4日に開催された6者会議で意見交換した内容を相手方が持ち帰り、相手方の考え方をまとめ、文書にて提出されてきたものでございます。その主な内容は、4点ございます。

まず1点目に委託期間とごみ量について、2点目にごみの質について、3点目にごみの範囲、収集、受入体制について、4点目に経費負担についてでございます。詳細については記載のとおりでございます。

次に、資料1-4をごらんください。

これは、資料1-3の依頼文書2に対する当方の回答文書で、まず委託期間とごみの量について、当組合としては、岸和田市貝塚市クリーンセンターを有効利用することが重要な要素であるため、ごみの受入量は年間2万トン以内を基本とする。受入期間は3年から5年とし、開始時期、継続的な委託については、今後の協議事項と考えている。

なお、泉佐野市及び田尻町のごみ全量を受託する考えは持っていない。

次に、ごみの質についてのところでは、リサイクル率について、カロリーについての内容を記載されているが、大きな見解の相違もあると思われる。受託に当たっては、今後も十分な協議が必要と考えられる。

次に、ごみの範囲、収集・受入体制についてのところでは、搬入ごみの範囲については、同じ考えである。収集体制については、当方としては家庭系と事業系ごみの混

載を解消されたい。よって、この件については関係自治体3市1町を含め、今後も相当な調整が必要であるとする。受入体制については、受託期間にかかわらず、年末年始、ゴールデンウィーク、盆及び全炉停止期間の受け入れは停止するという考えは変わっていない。

次に、経費負担についてのところでは、本件については、今後の協議の進捗状況によって課題に上ってくると思われる。

以上のように回答いたしました。

次に、資料1-5をお願いいたします。

これは、回答文書1の補足説明を行ったものでございます。

その主な内容は、委託期間とごみ量に関するもので、当施設組合の基本姿勢、前提条件の整理、施設の有効利用や焼却能力の余力に関する当方の考え方等を説明したものでございます。

次に、今後の進め方についてご報告を申し上げます。

年末に相手方に回答文書1を渡した段階で、泉佐野市田尻町の事務局よりなるべく年度内に何らかの返事をするよう努力したいと伺っておりましたので、当組合の事務局といたしましては、年度が替わって進捗状況を問い合わせようと思っております。その結果を見ながら検討会議を開催し、今後の対応を協議してまいりたいと思っております。

報告は以上でございます。

○議長（藪内留治君）

ただいまの報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。雪本議員。

○7番（雪本清浩君）

今説明をお聞きしたんですけども、この岸貝清掃組合として、今はこういう状況や、4月に年度替わってまたその進捗状況をお聞きするという事なんですけど、どうい

う方向で考えておられるのでしょうか。現時点でお答えいただくことができますか。ちょっとお願いしたいんです。

○議長（藪内留治君）

事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

ただいま申しあげましたように、今後の相手の状況も見ながらですけども、この問題については、やはり以前から依頼も受けておりますし、一定議論も進めてますんで、もうそろそろ方向性を出さんとあかんという時期に来ているのではないかなというふうに思ってます。

正直申しあげまして、ごみの受入問題については行政内部でもいろんな意見がございます。そうした意見は、当初は隔たりが大きかったですけども、だんだんだんだん足並みがそろいつつありますので、来年度以降、その辺の相手の状況も見ながら方向を出していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藪内留治君）

雪本議員。

○7番（雪本清浩君）

ちょっと初歩的なことをご質問して申しわけないんですけども、元来、今ある施設ですけれども、能力は大体、過去にかなり大きく見て今3炉あると思うんですけど、何万トンぐらいを想定してもともと設計されたものなんですか。

○議長（藪内留治君）

事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

当初の設計では、年間ですけども、14万2,000トンの処理能力がございまして、今約9万トンということで、約5万トン近くの余力があるということでございます。

○議長（藪内留治君）

雪本議員。

○7番（雪本清浩君）

ということは、私の勝手な想像で話して申しわけないんですけど、そうすると、14万トンを超えない限り、特に寿命に関係するとかそういう心配というのは要らないと考えていいのでしょうか。ちょっと単純なことで申しわけないです。

○議長（藪内留治君）

事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

正直にお答えします。

行政内部でもいろんな意見が出てます。ごみ量が多ければ多いほど炉が傷むのは激しいのではないかという意見もあれば、逆に、機械ものですんで、車と一緒に、ある程度使ったほうが、メンテナンスはかかるにしても、炉にとってはいいのではないかという意見がございます。

いずれにしても、私もこれ、いろんなところから聞いたところによると、きちっとメンテナンスさえすれば、炉に影響はないのではないかなというふうに聞く意見が多いということで、これは実際にはいろんな試験とかやって、いろんな過去のデータで実績等も踏まえてやっていかんとあかんと思ってますけども、そういう意見を多く聞いているということでございます。

○議長（藪内留治君）

雪本議員。

○7番（雪本清浩君）

今お聞きしまして、特にそれを受けることによって炉の寿命が縮まってしまうというのであれば考えるところがありますけれども、今お聞きした時点では、特に著しく傷めることはないだろうというお答えですので、私の要望ですけども、できれば、当然、先ほどお願いしましたように、早く方向性を決めていただいて、受け入れる受け

入れないとしないと議論ができませんので、ぜひとも一刻も早く方向性を決めていただいて、それが岸和田市、貝塚市、両市の負担軽減になるのであれば、ぜひ進めていただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（藪内留治君）

田中議員。

○12番（田中 学君）

ちょっとその関連で質問させていただきます。

私もこの1年間、ここに来させていただいて、様々な、今雪本議員が言うような議論も聞かせていただきました。先ほど局長の答弁の中に、若干ながら進んでるのかなという気はするんですけども、実際に事務局レベルの中で進んでるのかどうなのか。もっと言えば、管理者レベルの中でももう少し進んでいかなあかんと思うんですよね、これ。

最終的に我々、これ、議会があるたんびにこの議論をさせていただいてるんですが、毎度毎度言わせていただいているのは、あんまり方向性がわからない。浜地区との話し合いもしていいのかどうなのかもわからないというような流れの中で、全くもって見えてこない。いささか疲れてきたと。これは私だけではないんですよ。皆さんそう思ってると思います。

そろそろどうすんねんというようなことを出していただかないと、これ見たら平成22年からずっと来て、24年度がもう終わって25年度に入ろうとするのに、全くもって先が見えるかどうかかわからないというところの中で、ここは管理者、副管理者のお2人にお尋ねしますけども、今後、これ以上先延ばしすることがいいのかどうなのか。あかんかったらあかんということで、泉佐野野田尻のほうもまた検討すると思うんです

ね。

これ、普通であれば契約する気があるということで延ばしてるのかなというふうに感じられてもいたした方がないと思うんですよ。だめなものだめ、いくんならいく、もう少しはっきりと我々の前で意思表示をしていただかないと、何度も言わせていただけてますけども、まだ浜地区との協議もできてない。ここでこんなけ1年間だったらだたらと議論させていただいて、ここからまたそちらにかかってということはいかなものなのか。これちょっとお2人にお答えいただきたいですね。

○議長（藪内留治君）

出口理事。

○理事（出口修司君）

管理者、副管理者へのご指名であります。先ほど事務局長がご答弁申し上げたところに幾らか補足説明をさせていただきます。容赦賜りたいと思います。

本日配付いたしました資料1-1、田中議員ご指摘のように、平成22年8月から始まりまして、末尾は平成25年1月30日、議員への報告の少し前ですが、12月20日に8月14日の文書に対する回答といったものを示してございます。この8月14日、この資料の中ほどでございますが、泉佐野野田尻からの文書を受理したと。その上に7月4日、環境関連部局6者会議というのが記載されてございます。この会議の中で、現在ある泉佐野野田尻の焼却炉を廃炉すると、こういう話が出たようでございます。大変なことであります。一昨年9月に出たのは、平成23年9月28日に一番最初の依頼文書がございました。その中には廃炉という記載は全くございません。

私もこの話を受けまして、泉佐野市さん、田尻さん、本当に何を考えておられるのか。この8月14日の文書が出た後、直ちに広域

連携の会議を招集しまして、8月の16日、これも記載してございますが、私、砂川副市長、局長、次長、泉佐野に出向きました。泉佐野市の副市長、田尻の副町長、あわせてごみ関係者もおられましたけれど、まことに廃炉を前提に考えているということでもあります。

先ほど14万2,000トン、これは炉に換算すると2.3炉に当たります。3炉あるからといって3炉全部動かさない、補修もあるメンテナンスの関係で。とすると、2.3炉がマックスで、そのすき間が5万トン程度だと。泉佐野田尻に出るごみが4万から4万5,000トンということでもあります。したがって、処理能力から見るとすき間の中に入るやないかという話ですが、この工場ではそこまでのごみを焼却した実績がないんです。

したがって、それを超える部分となると、廃炉を前提に受け入れるとなると未来永劫の話になるんでね、そうすると単なるごみの委託・受託だけの関係ではなくなるん違うかと。それやったら、3市1町のごみをどないするんやという、単なる委託・受託の関係ではなしに、根本的にものを考えなあかん部分も出てくるのではないかなと。出向いて確認したところ、確かに廃炉を前提に、岸和田、貝塚、あわせて岸和田貝塚清掃施設組合にごみ焼却をお願いしたいと、こういう考えであります。

この考えを受けまして、8月14日に対する回答文書が12月20日であります。先ほど局長がご説明申し上げたとおりであります。したがって、岸和田貝塚に遅延の理由があるというそしりは、我々としては極めて不名誉であると思っております。逆に、泉佐野田尻が何を考え、何をどのようにされたいのか。去年の12月20日に文書を出してございますので、そのことに関してきちんとしたお考えをお示しいただければと思っ

ております。

ただ、漫然と文書が来ていないということで座視をしておるわけではございませんので、環境部局の6者会議があるわけにありますので、そちらのほうで文書をいただくより前に泉佐野田尻さんのお考えをさらに掘り進めて検討をしてはどうかと。したがって、まだ焼却コストの提示もできない状態になってございますので、そのあたりは漫然とこちらが怠慢のそしりが無いように、しっかりと進めてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお頼みします。

○議長（藪内留治君）

砂川理事。

○理事（砂川豊和君）

12月20日にこちらのほうが向こうのほうへ答えを出しておりますので、その返事待ちということで、受入期間は3年から5年、そしてごみ受入量は年間2万トン、そしてごみ全量を受託処理する考えは持っていないということで回答しておりますので、その答えがあつて意思があれば、次がトン幾らという話になるかと思えます。今、現時点はそこと思っております。

○議長（藪内留治君）

田中議員。

○12番（田中 学君）

両市の副市長のお話は、言うてる意味は確かにそうなんだろうということはわかります。この6者会議、環境部局の会議も含めて11月の8日から。これ、12月に20日に例えば文書を出してるというのは、これは見たらわかるんですけども、例えばきょう議会があるとわかってるんですね、当然のことながら。ここまでに泉佐野どうすんねんと、田尻どうしたいねんというようなことをここから全くアクションも起こさないまま、向こうから文書ないからほっとこか

というようなどころでいいのかどうなのか。

これ、ずうっと我々、つき合わされるんですか、こういったことに。だからお役所仕事ってよく言われるんですよ。これ、あかんかったらあかん。12月20日に質問出してきて、泉佐野さん、答えよう出さんねやったらもう打ち切りまっせというぐらいきちっとこちらからの意思表示をすることは可能だと思うんですよ。そんなことは言われんでも普通にわかるようなことやと思うんですよ。

だから、これを12月の20日に出したんわかってます。この後の回答はなぜ年度が変わらんと確認ができなかったのか。きょう、我々わかってるんですよ、議会があるって。今年度、これで我々終わるんですよ。これまた次の役選で違うメンバーがここに来てまた1から始めるんですかとなるんですよ。何のために1年間ここで議員として意見を言わしていただいたのかということなんです。

今、決めれない政治とよく言われてるんですけども、決めれる政治をリーダーである両市長が決めれないということ自体にささか疑問を感じております、これについては。どうか私の意見に反論をしてください。

以上です。

○議長（藪内留治君）

野口管理者。

○管理者（野口 聖君）

実際、今、12月に出して、年度内ということで答弁あったと思います。年度内やけども、僕もそういうことはちょっと遅いなと感じております。今後こういうことないよう、逐一部下に指導していきたいと思っております。

相手のあることやからね、こっちはやろうとしても向こうがあかんと言う場合もあ

るし、一応やる方向を出して検討してるということだけのご理解を願いたいと思います。ちょっと時間はかかるかもわかりませんけれども、余り慌ててもまた具合悪いところが出てきたら具合悪いんでね、そういうことも理解していただきたいなど。きっちりこれからは返事せんやったらもうやめとこかと、そういうことも言っていきますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（藪内留治君）

田中議員。

○12番（田中 学君）

文書、年度内ということは、実際明日で終わりなんですね。これね、まだ1月ほどあるというときならそれでいいんですよ。明日で終わりの中で、今日会議が年度末ぎりぎりにあるとわかってて、部下に対してもう少し適切に早う動けというような、尻をたたいてもらわんと、結果的にお茶を濁すような今日の会議で終わってしまうようにしか聞こえてこないんですね。

だって、明日ですよ、年度末。これわかっているんですね、明日が年度末ということは。これは誰が考えても今日が年度末最後のぎりぎりの会議やということもわかってた中なんですね、今市長が言われた部下に迅速にというようなお答えをいただきました。きちっと迅速に対応していただく。

今話の中では、前向きにというようなお答えもいただいているので、これ、次の改選されて来る議員さんに対して我々もきちっと引き継ぎますけども、皆さん方ももう少し一致団結をして、これ、岸和田市さん、貝塚市さんという形で、どっちかがどっちかに責任をなすりつけるのではなく、この施設組合としてどうするのかということをもっとしっかりと適切な指示を出していただいて、ある程度のめど、泉佐野に答弁持ってけえへんような、議会でこんだけ

我々言われているのに持ってけえへんようなところやったら、もうあなたところの対応のせいで我々はやらないというようなことは、これは言うていただいて結構だと思います。泉佐野もやる気があるかどうかわかりません。こんないいかげんな、12月の20日に言うてきてね、まだ言うてこないようなものですから。

ただ、泉佐野の市長や田尻町長と会われた機会は今年に入ってからでも何度もあると思うんです。その席上ででも、非公式の場ででもね、そういうことをお話をされたのかされてないのか。最後、そこだけ1点聞かしてください。

○議長（藪内留治君）

藤原副管理者。

○副管理者（藤原龍男君）

ちょうど私が管理者の時に泉佐野市のほうからこの依頼文がありました。それ以前に、平成22年、大阪府の市町村課から岸貝両市の貴重な資産でありますこのクリーンセンターを有効活用するようという指摘も受け、そしてなおかつ人口がなかなかこれ以上伸びるという予測もない中、ごみの量が増えると予測のない中、一定の検討の机に上げて、府からの指導もあるんで、課題として取り上げて前向きに検討する値があるということで、事務方が今まで鋭意検討してきたことは、皆さんご存じのとおりであります。

昨年にこちらからの答えを返し、向こうから答えが返ってこないという田中議員さんのご指摘について、それは事務方のほうに今一度話を進めてもらうようにはしたいと思いますが、この間、私と野口管理者、泉佐野の千代松市長と田尻の原町長と12月以前には何度かこの話はしています。ただ、その時点では具体的にどうするこうするまで行ってなくて、12月に初めてこちらの意

向を向こうに示さしてもらいました。その後、田中議員さんの今のその答え早うもってこいと、こういうアクションは、実は私たちのほうでは向こうが今鋭意検討してると思ってたので、していませんでしたので、早速事務方のほうから連絡をしていただいて、そして不十分でありましたら管理者と十分相談の上、迅速な対応をとるようにしたいと、このように考えます。

○議長（藪内留治君）

明石議員。

○9番（明石輝久君）

1点だけ確認をしたいと思います。

今の話の中で受け入れるということ、この岸貝清掃施設組合が決めているということで話は進んでるように聞こえるし、そう決めたというふうに、私、今初めて聞いたような気がするんですけどね。もう受け入れ決めてるんですか。

○議長（藪内留治君）

藤原副管理者。

○副管理者（藤原龍男君）

受け入れを決めている、決めてない以前の問題で、決めてることもないし、ですから、我々はそういうことで回答文書1番を出してるんです。受け入れを決めてるんですしたら、こういう話はなしに、具体的に手法の話に入ってると思うんで、その辺はそこまで至ってないということです。

○議長（藪内留治君）

明石議員。

○9番（明石輝久君）

あんまりやりとりしませんけども、この文書を読んだら、3年程度、一定の量については受け入れますという答えでどうでしょうかというふうに回答したというふうに私は読み取りました。今の市長の話であれば、それも曖昧なんかなど。決まってないのにね、量やとか条件示してるわけでしょ

う。受け入れるんやったら、先ほど来言われてるように、どういう条件で受け入れる。受け入れるということが決定してなかったら条件なんてあり得ないですよ。

○議長（藪内留治君）

藤原副管理者。

○副管理者（藤原龍男君）

この議論はこの場で何度も議論をされました。その中で、受け入れ可能なのはこんだけの量であり、一番ネックとなる向こうが未来永劫我々に頼ってくることについては難しいと。今、明石議員さんおっしゃってるように、全然今レベルが違うんです。向こうは廃炉を前提に申し入れをしてきているということ。ここでの議論では廃炉は、皆さん方もよくご存じのように、そんなもんあつかいという声がありました。それやったら、なんぼぐらいまでやったらできるんねんという意見もありました。そのときに、理事者側からは2万トンないしすき間の部分だけやと、こういうことで皆さんご理解いただいているというふうに私らは理解をし、向こうには、同じテーブルに乗るにはこの条件までやったらテーブルに乗れると、こういう条件で皆さん方もこの議会の議論を経て向こうに昨年出したもんやと、このようにご理解をしていただきますようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（藪内留治君）

明石議員。

○9番（明石輝久君）

考え方じゃなしに、技術的な部分の内容についてだけというふうに理解していいんですね。

○議長（藪内留治君）

藤原副管理者。

○副管理者（藤原龍男君）

十分ここでの議論を踏まえての意向やと

いうことでお願いしたいと。

○議長（藪内留治君）

雪本議員。

○7番（雪本清浩君）

今のご質問された方とご答弁を聞かせていただいて、もともと向こうから質問の文書が来て、こちらから回答されてるというんですけども、その最初の回答の文書で向こうは判断できる内容ですかね。

例えば、ここまでの条件を満たせば受け入れますよと、要するにこれとこれと内容を話し合いして、その上で条件をのむんであれば受け入れますよという話をすればあれですけども、これだけでは、今のところ2万トンということはありますけども、金額の話をしようとかそういうのも全然入ってませんしね。

先ほどこちらからの返事が遅いからどうのこうのというのは心外やというふうなご意見を聞きましたけれども、向こうが答えられるような回答を渡してれば向こうも回答できるでしょうけども、どれともはつきりつかないんで、ですから、それが皆さん、反対が多いのか賛成が多いのか、この議会でもわかりませんが、これどちらか方向で議論さしてもらわないとできないと思うんですよ。

だから、もともと受け入れのほうからいくんか受け入れないほうからいくのか、方向性を決めていただいて、そこで議論してやっていかないと、こうやって12月に回答されてるということですけども、私もこんな文書出してええというのを議会で諮っていただいたという記憶もないんですけども、そしたら議会というのは何なのかなあとちょっと思いました。その件どうでしょう。

○議長（藪内留治君）

事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

まず、内部の状況についてのご報告と方向性の問題についてご答弁をさせていただきます。

まず、方向性については、内部の中でもやっぱり受け入れるということを前提に今協議してるんやという意識の人もあるし、そうではなしに、まだこんな方向は何も決まってないという意識の中で議論してる、正直に申し上げます。正直に申し上げて、行政マンの内部の意識としてはそういうところでございます。

それともう一点、やっぱりこういうことと言うと、まず検討組織を作ってそこで議論してきっちり方向性を出してということである程度と指摘も受けてきてますんで、私どももそれに沿って検討組織を両市にお願いして立ち上げてやっている中で、まずやっぱり3者の足並みがきちっと前向いていこうやないかということにならんと、なかなかいろんな問題が解決していかれへんのかなというふうに思ってます。

そこで、積極的にやろうという意見と、それと慎重にやろうという意見と、中間的な意見があります。正直申し上げまして、最初は慎重にやろうという意見のほうが圧倒的に正直多かったです。だんだん議論を重ねていく中で、まあまあ積極的にいこうという意見もあるし、中間派も反対はしないよというふうな状況になりつつありますけども、これまだ実際に会議を開いてやってるわけではございませんので、今度、年度当初に一遍その辺の、行政マンがほんまに思ってるところ、実際どうなんやというところできちっと話をしてやっていきたいというふうに、意識としてはだんだんだんだん1つの方向に向きつつあるということでございます。

以上です。

○議長（藪内留治君）

藤原副管理者。

○副管理者（藤原龍男君）

局長が今、事務方の話をされました。しかし、最終的に、田中議員がおっしゃったように、決断するのは管理者であり、副管理者である私らの政治の決断やと、こう思います。雪本議員がおっしゃったように、受けるんか受けないんかどっちやねんと。やっぱりある程度基本的にはこっちの条件が合えば受けていって、財政的なメリット、そしてこの機械の運転管理の効率性という判断からなれば、受け入れるべきやと、こういう観点で、全く受け入れる気がないんであれば、昨年このような文書は返してないということをご理解願いたいと思います。

○議長（藪内留治君）

田崎議員。

○11番（田崎妙子君）

受け入れたいと、受け入れたいというか、条件つきやと思うんですけどね、ただ、私もこの1年しかかかわっておりませんので、これはもう22年から出てるということで、文書出たのはこの年度やと思うんですが、議会の中での議論も、それから議会じゃないところでもそうだと思うんですが、この岸貝のクリーンセンターは非常に維持補修費がすごくかかるということをご承知やと思うんですよ。その部分の財政的なメリットということで、返事遅れてるけど、言わないというところ辺もちょっと政治的な判断もあるのかなと思うんですが、この補足説明を読めば、私も受け入れる方向のかなというふうにちょっと思ったんです。

ただ、思ったのは、経費の部分とか、先ほど出口さんもおっしゃってましたけど、最高5万トン焼けるけど、実際そんな量焼いたことないから炉へのどれぐらいの傷みがあるかというのはわかれへんねやと、い

ろんな意見があるというふうに局長おっしゃってたし、管理者が今おっしゃるような立場でもし進んでいくんやったら、それこそ維持補修費のところも含めて、これだけでは、これ言うて向こうがじゃあ受け入れてくださいと言われたときに、一体その部分をどうするのかということとか、それからどうも浜地域のこれまでの経過もありますよね。そのような難しいところ辺もどうしていくのかというのが、結局話し合われへんままになる可能性がすごい大きいなあというふうに感じたんです。

12月20日にこれ出して、返事が多分年度明けになりますよね。年度明けになってスタートというには余りに拙速やと思うし、本来財政的なども含めて、全部含めて、地域の状況も含めての話を進めないと、結局住民意向を無視していったりとか、今後ごみを、当初2年から3年から5年となっておりますが、向こうの廃炉の部分もわかれへんまんまいくには非常に危険だと思うので、今の最後、副管理者答弁なさいましたけど、今言うてるようなことが一番大事なことだと思うんですよ、財政的じゃなく。目先の財政的なメリットだけで進むには余りにもリスクが高いと思うので、そのあたりをどう考えてはるのかだけちょっとお聞きしたいですか。

○議長（藪内留治君）

砂川理事。

○理事（砂川豊和君）

この話の中で、先ほども言いましたように、39年廃炉というのが途中で出てきましたので、止まっている状態で、その後、12月20日に3年から5年で2万トンぐらいでどうですかという話で、それに乗って来なければこの話はなしやと思います。今はそれ待ちです。

○議長（藪内留治君）

田中議員。

○12番（田中 学君）

すいません。これ、理事者の皆さん方もそうなんですけど、我々、例えば議員さんも今、反対派もあれば賛成派もあるとは思いますが、ここで進めていくのか進めていかないのかも、実際、今理事者の皆さん方がこうやって書類が出てます。出るたびに、我々の見てないところで勝手にいろんなものが出てるといようなこともあるんで、例えばね、トン何万円とか出した時には、こんだけの何かがあるんだというようなものを、今日言うて今日は作れないのはわかるんで、もう少し目で見れるような資料も1回作ってもらって、銭金じゃないとは言ふものの、それもやっぱりこれからの大規模改修に対してはかかってくることもありますし、今、出口理事おっしゃいましたけども、わからんというところも、実際この川重さんがつくった炉というのは日本全国いっぱいあるんですね。そこで大体データは出るんですよ。わからんというんじゃなくて、それはデータを調べてないだけで、調べれるんで、調べていただいて、それでなおかつそういったような数字を見せていただいて、ここから先議論するのもしないのか。

今のところ、どうも理事者の皆さん方と我々との間には大きなくくりがあって、そちらはそちらで何となしに議員さんたちが言うてるようなことをちょこっとだけ聞いて頑張るかみたいにしかな聞こえてこないんです。

意思疎通をきちっとするというのも必要になってくると思うんで、もう少し数字で見れるような資料を次回作っていただけるようお願いしたいんですけども、その辺どうですか。

○議長（藪内留治君）

事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

それでは、今回の会議の中でそれを明らかにさせていただくと、あくまでもシミュレーションちゅう形ですけども、さしていただければと思います。よろしく願います。

○議長（藪内留治君）

西村議員。

○6番（西村芳徳君）

ここで黙っていると西村も消極的賛成派に回ったのかなというふうに思われたらいかんで、一言言うとききます。

今までの最初の話と大きく変わったのね、藤原副管理者が言われたように、泉佐野田尻がはっきりと35年で廃炉ということを出したということが、これは大きな問題でね、この廃炉が前提にある限りにおいては、これは受け入れてけへんと思うんですよ。

というのは、回答にもありますように、うちはこれ、年間2万トン程度しか受けられないというふうな状況にある中で、向こうは4万トン以上のごみが出るわけですね。この廃炉という形になって、未来永劫という形になってくると、よその自治体におけるごみを委託という形で燃やし続けるというのは、これはやっぱり問題があると思うんですよ。これを燃やし続けるためには、やっぱり事務組合に入ってもらって燃やさざるを得ないというね。

ところが、事務組合に入りながら出てくるごみの半分しか処理できませんよというふうな、そんな事務組合、これもまたあれへん訳で、廃炉ということを泉佐野田尻が打ち出してる限りにおいては、この話はなしの話なんですわ。せやから、はっきりと廃炉を打ち出した限りにおいては、これはもう条件も何もありませんという形でお断

りの返事をすべきことだというふうに思うんですよ。

あとは、それは泉佐野田尻の問題であって、うちの問題ではないちゅうんですかね。せやから、泉佐野が考え方を変えて、いや、やっぱり新工場を計画しますと、その間が5年、6年という形であるんで、その間何とかしてほしいという形であったら、回答した条件の中で話をしていくことであって、今トンなんぼになるからとか、そんな話はすべきじゃないと思う。

それだけ言うとききます。

○議長（藪内留治君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藪内留治君）

質疑なしと認めます。

本件は、これで打ち切ります。

暫時休憩します。

午後3時8分休憩

午後3時9分再開

○議長（藪内留治君）

会議を再開します。

次に、日程第6、一般質問に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

4番鳥居宏次議員。

○4番（鳥居宏次君）

いろいろと熱心な議題が今続いてたんですけども、私も11月議会の時に、通告的に事業系ごみの減免が本組合が68%と、これは大阪府下どこを探してもこういう率で減免してるとこはほとんどないんですね。

それで、今議会の一般質問で事務局に色々調査してもらった資料を含めて、これは議長に許可いただいています。その資料を含めて現状をどう見てるんか、事業系ごみの減免についてお伺いしたいと。そしても

う1点目は、先程も電力のことは一応説明はほとんど終わってるんですけども、先日、関西電力が電力料金の値上げということを言っていました。本組合は発電をしてるんで、自前でいける部分と、そして値上げ、どの程度影響があるか。その2点、順次お聞きしたいと思います。

まず、資料。

(事務局資料配付)

○議長(藪内留治君)

事務局長。

○事務局長(平塚隆史君)

それでは、ただいま配付されました資料の説明から始めさせていただきたいというふうに思います。

まず、3枚つづりでいってる分なんですけども、棒グラフ2枚と表が1枚の分です。1枚目の棒グラフの部分ですけども、政令指定都市におけるごみ処分手数料ということで、これは大阪市がごみ処分手数料の見直しをした際に棒グラフにまとめたもので、大阪市のホームページにて公開されているものでございます。

2枚目のデータは同じく大阪市が調査されたものでございまして、大阪府下の人口10万人以上の都市におけるごみ処分手数料を棒グラフにあらわし、比較したもので、これも大阪市のホームページにて公開されているものでございます。

次に、3枚目の処分手数料調査表についてご説明を申し上げます。これは、前回口頭にて説明したものを再度関係団体からアンケートをとって、調査表としてまとめたものでございまして、その内容が若干変わっておりますので、ここで改めてご報告を申し上げます。

まず、表の見方でございますが、左端から縦列に市町村名、一部事務組合名、直接搬入可燃ごみ、これは一般市民が直接清掃

工場にごみを搬入する場合の金額で、多くの団体が10キログラム当たり幾らかということになっており、60円から150円と大きな幅がございますが、当クリーンセンターの場合は110円ということで、まああの価格設定を行っているのではないかという認識をさせていただきます。

次の列は事業系ごみの焼却処分手数料でございまして、単位については先ほどのとおり、10キログラム当たりで35.2円から110円ということで、岸貝が府下で一番安い価格設定を行っているという状況になっております。

次の列は収集手数料を含むか含まないかをあらわしたもので、市町村別に申し上げますと、29市中25の市が含まないという状況であり、岸貝は含まない。言いかえますと、焼却処分手数料のみを徴収しているということでございます。

次の列が事業系ごみ手数料徴収方法で、これも市町村別に申し上げますと、29市中19市の市が許可業者から徴収という手法をとっており、岸貝も許可業者から徴収という手法をとっております。

次の列が事業系ごみ処分手数料減免というタイトルになってございまして、減免制度を設けているのは29市中10市であり、岸貝は減免率が68%ということで、府下で一番高い減免率を設けているということになっております。

右端の列は備考欄になっておりますが、説明は割愛させていただきます。

配付資料の説明は、以上でございます。

○4番(鳥居宏次君)

この手数料調査表は少し見にくいところがいっぱいあるんですけども、近々、1つの資料で大阪市さんが、大阪市は人口267万人という人口あるんですね。そこが24年4月1日から手数料上げまして、キロ90円です

か、に改正したと。先ほど棒グラフの中で大阪市は58円という単価出てるんですけども、これは半分減免してたのを90円まで今度もっていったというのが、24年4月1日からですね。それで、本市の棒グラフの岸和田市は110円と、こういう単価になってるんですけども、実際68%減免してるんで、3,800円やったかな、500円か、そのぐらいの金額でありまして、今調べても大阪府下ではトン当たり一番安いという状況であります。

最初に、この減免を外した前の答弁いただいたように、もう一回ちょっと再度勉強のために、どの程度増収があるのか、どういふふうな減免で増収になるのか、ちょっとそれをお伺いしたいと思います。

○議長（藪内留治君）

事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

減免を仮に廃止したと、今68%廃止したということで、前回、ざっくりしり数字を申しあげましたので、その後ちょっと精査もいたしました。その精査した部分を申しあげますけども、その後精査した結果、2億6,700万円と、これも見込みでございますけども、そういう効果が見込まれるということでございます。

以上です。

○議長（藪内留治君）

鳥居議員。

○4番（鳥居宏次君）

それと、先ほど田中議員もおっしゃってたんですけども、いろんな資料が我々の手元になかなか届いてない部分がありまして、これはごみの処理経費のことですけれども、平成19年、その当時はトン当たり1万1,934円であったのが、ずうっと20年、21、22と来まして、23年トン1万5,059円、それとこの1万5,000円の中には建設費用、投資

的な経費とか公債費が入っておりません。

この数字は事務局で確認をお願いしたいんですけど、1万1,000円という1つの岸貝のそういう焼却経費というふうになってるんですけども、実際は、先ほど私言った金額で合ってるんですね。それと、投資的な経費も入れたらトン幾らになるんですか。

○議長（藪内留治君）

事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

まず、公債費とか除いての金額をご紹介します。19年度で1万1,934円、20年度で1万2,804円、21年度で1万4,580円、22年度で1万3,699円、23年度で1万5,059円。23年度は決算出てる中で最終のもんです。これにあと、経費、公債費とか入れますと、約4万円近い額になっております。

以上です。

○議長（藪内留治君）

鳥居議員。

○4番（鳥居宏次君）

そういう非常に今の設定がトン1万1,000円ということ自体が、今は1万5,000円になってきてる中で、ちょっといかなもなかなか。それをなおかつ68%減免すると。大阪府下で基準的に言えば一番減免率高いと。この泉州いうのはある程度特殊な経過があったと私も思うんですけど、繊維関係が多かって、事業系のそういうごみが大量に出た時期があつて、こういう減免が必要やということもあつたと思うんですけども、私達も岸貝清掃組合で名古屋方面とか関東のほうに視察行きましたら、ほとんど2万円という答えが返ってきてるんです。減免はて聞いたら、いや、そんなんはないですと。

そういうやりとりをして考えますと、本市も貝塚市さんも同じですけども、財政的にいろいろやっぱり難しい状況になってくる中で、市民にはトン1万1,000円と。しか

し、事業者には3,500何がしと。これは、先ほど大阪市というのは267万人の人口を抱えてる大阪が減免をほとんど外してるような形でトン9,000円ですね。

そういうことを調べていきますと、泉北環境も平成21年7月1日から袋による有料制ということで、向こうの公式なあれは、やはり10キロ当たりが800円か900円、その程度になると思うんですけども、そういう単価であります。堺市さんは、これはこのあれにも出てるんですけども、110円ですか、1万1,000円と。

全てそういうことを考えますと、この減免ちゅうのをもう一回ちょっと答弁いただきたいんですけど、将来どう考えていくんやということを答弁してください。

○議長（藪内留治君）

事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

減免の分だけでよろしいですか、1万5,000円といった分も含めて。

まず、1万5,000円というのは手数料の今と違うということですけども、この手数料の改定については、市民の負担の増大につながりますんで、今後とも岸和田市、貝塚市とも十分に協議をして、適正な受益者負担の観点より十分な議論を行っていく必要があるというふうに思っております。

それと、減免の話ですけども、前回の議会でも申し上げましたように、この問題については長年の経過、背景がありますんで、見直しには相当な時間がかかるものと思います。また、この問題は当施設組合だけでは決められる問題ではなく、構成市である岸和田市、貝塚市とも十分な協議調整が必要な課題であるとの認識を持っています。

ただ、いつまでも問題を先送りするということではできないというふうに思っておりますので、来年度より岸和田市、貝塚市、

当施設組合の3者による検討組織を立ち上げて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藪内留治君）

鳥居議員。

○4番（鳥居宏次君）

これ以上議論をしてもなかなか最終的な話にならないんですけども、やはり両市の分担金という形で拠出してると。分担金をいかに少しでも安くできないかと、我々議会でもいろいろ議論するんですけど、根本的な増収をはからなければ、この組合も、工場も成り立っていかないと。きちっと業者負担ということもやっていかなあかんというふうに思います。

時期的なもんを含めて、野口管理者に最後、どういうふうに減免についてお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（藪内留治君）

野口管理者。

○管理者（野口 聖君）

先ほど局長答弁したとおり、検討組織、これを立ち上げて検討していくということでございますので、その線に沿って25年度から進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（藪内留治君）

鳥居議員。

○4番（鳥居宏次君）

それでは、減免についてはそれで終わりたいと思います。

電力の値上げが新聞に載ってたんですけども、この清掃組合に対する影響でどういうふうになるんですか。

○議長（藪内留治君）

管理課長。

○管理課長（小南和巳君）

昨今、国への一般家庭含めて関西電力のほうは値上げを申し出ております。それで、私どものほうの場合は、特別高圧（特高）というエリアになりますので、私ども担当者のほうが関西電力営業からお聞きしてる電気代の値上げという部分につきましては、1キロワット当たり2.99円の値上げを関西電力で国へ申請されておると。

これがそのとおりということはまずないかなと思うんですけども、これが今マックスということで、議員ご質問の値上げによる影響という、その影響部分でございますけども、普通、一般受給、給電を受けてるだけでございますと非常にこれは大きなお話なんですけども、私どもの場合、先ほど来から何度か電気に係るご質問の中でも、私ども、実際に送り出してる分が相当量大きいんで、実際受けている分、昨年23年度、24年度の対比でございますけども、本当に買った部分だけが、2.99円丸々値上げが認定された場合、約200万ほどの買い電、買ってる部分は、何度も申しますけども、ごく微々たる量なんで、あとは電気に関しては送電の先ほど来からご説明しておる新しい制度の売り電の部分の増額のほうが大きな要素で、買い電による値上げ2.99円の直接たる今年度の実績から見込みますと、200万円程度ということでございます。

以上でございます。

○議長（藪内留治君）

鳥居議員。

○4番（鳥居宏次君）

一番最初の時、この新しい仕組みの買い取りで8,000万円、そして灰溶融炉をとめての2,500万、1億500万という最初の答弁あったんで、200万やったら微々たることかなと思うんですけども、1点、バイオマス発電、ごみ発電ということなんですけども、全量がそういうごみ発電という1つの今の

新しいエネルギーとして国にも認めていただきたいと。今、太陽光発電42円、それが今回、来年度から38円となってるんですけども、岸貝清掃工場の11円、12円という世界は、本当に国の中でも電力をつくっていくことをこの工場もやっていかなあかんと。

ぜひ管理者を含めて、バイオマスというだけと違って、全量を高い値段で買い取ってほしいと、これは全国的な要望になってくると思うんですけど、それを要望して、ひとつ来年度は活動してほしいということを要望いたします。

以上で終わります。

○議長（藪内留治君）

これもちまして、一般質問を終わります。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

各案件につきまして慎重にご審議賜り、厚く御礼申し上げます。

恒例により、管理者から挨拶の申し出がありますので、発言を許します。管理者野口 聖君。

○管理者（野口 聖君）

お許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平成25年度一般会計予算を初め、各案件につきましても慎重にご審議の上、いずれも原案どおりのご決定を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成25年度は、クリーンセンターが本格稼働してから7年目に当たります。施設全体の定期点検整備工事に伴う大規模な補修が今後は必要となっておりまいますが、岸和田・貝塚両市の厳しい財政状況を踏まえ、施設組合といたしましても、職員一丸となり、維持補修費を初め運営経費のさらなる削減と職員の技術力向上に努めてまいりますとともに、課題解決に向け、施設組合と

両市が一体となり鋭意取り組んでまいりる考えであります。

今後も、安全・安心を第一に、環境に優しい焼却施設として、29万市民の皆さんにご理解とご協力をいただきながら、一般廃棄物処理に努めてまいります。

最後になりますが、さらなる資源循環型社会の推進を目指し、引き続き議員各位と市民皆様と手を携えて取り組む所存でございますので、議員各位の温かいご指導とご鞭撻をお願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝を心からご祈念いたしまして、まことに簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（藪内留治君）

終わりに、私から一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、各議案を慎重にご審議いただき、適切な議決を賜りましたことに対しまして、心から感謝申し上げます。

また、理事者各位には、議案審議の過程で各議員から出されました意見、要望に留意され、新年度の業務遂行に精励されることを切に望むものであります。

本議会といたしましても、環境問題が注目される中、施設組合の運営に対し十分な協力をしていかなければならないと考えております。

さて、ごみ処理に関しましては、維持管理経費、廃プラスチックを初めとするリサイクル問題等々、いろいろな問題がありますが、コスト意識を持ち、市民への情報の共有を図り、理事者各位には各方面の声に耳を傾け、構成市とも十分に連携し、施設組合の運営を行っていただきたいと思っております。

不肖、私が議長の職を大過なく果たせて

おりますのも、また円滑な議会運営に努めることができているのも、議員各位の温かいご指導、ご協力のたまものと、衷心より厚く御礼申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます、私の挨拶といたします。

これもちまして、平成25年第1回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後3時29分閉会

上記会議録の正確なるを証するためここに署名する。

| | |
|-----------------------------|--|
| 岸和田市貝塚市清掃施設組合議会 議長 藪内 留治 | |
| 同 議員 米田 貴志 | |
| 同 議員 明石 輝久 | |

平成25年第1回組合議会定例会議案

| 議案番号 | 件名 | 備考 |
|-------|----------------------------|------|
| 議案第1号 | 組合議会の定例会の回数に関する条例の一部改正について | |
| 議案第2号 | 平成25年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算 | 別冊 |
| 議案第3号 | 公平委員会の委員選任につき同意を求めるについて | 別途送付 |

岸和田市貝塚市清掃施設組合

議案第1号

組合議会の定例会の回数に関する条例の一部改正に
ついて

組合議会の定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定するものとする。

平成25年3月28日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管理者 野 口 聖

組合議会の定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例

組合議会の定例会の回数に関する条例(昭和 41 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

本則中「年 2 回」を「年 3 回」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年度 予 算 書

岸和田市貝塚市清掃施設組合

議案第 2 号

平成 25 年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算

平成 25 年度岸和田市貝塚市清掃施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,598,106 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（貸金にかかる共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 25 年 3 月 28 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管理者 野口 聖

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------------|--------|-----------|
| 01 分担金 | | 4,050,000 |
| | 01 分担金 | 4,050,000 |
| 02 使用料及び手数料 | | 222,477 |
| | 01 使用料 | 1,635 |
| | 02 手数料 | 220,842 |
| 03 繰越金 | | 39,202 |
| | 01 繰越金 | 39,202 |
| 04 諸収入 | | 281,527 |
| | 01 雑入 | 281,527 |
| 05 組合債 | | 4,900 |
| | 01 組合債 | 4,900 |
| 歳入合計 | | 4,598,106 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|--------|-----------|
| 01 議会費 | | 4,257 |
| | | 4,257 |
| 02 総務費 | | 2,191,538 |
| | 01 総務費 | 184,440 |
| | 02 施設費 | 2,007,098 |
| 03 公債費 | | 2,399,311 |
| | 01 公債費 | 2,399,311 |
| 04 予備費 | | 3,000 |
| | 01 予備費 | 3,000 |
| 歳 出 合 計 | | 4,598,106 |

第2表 地方債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償 還 の 方 法 | | | | | 備考 |
|--------------|-------------|---|---|-------------------|-------------|------------|---|--|----|
| | | | | 区分 | 償還期限 | 据置期間 | 償還方法 | その他 | |
| 清掃施設 整備事業 | 千円 4,900 | 普通貸借又は 証券発行た だし事業の進 捗状況により 起債額の全部 又は一部を起 債前借するこ とができる。 | 10%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り 入れる政府資金 及び地方公共団 体金融機構資金 について、利率 の見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率) | 政 府 銀 行 其 他 | 15 年 以 内 | 3 年 以 内 | 年賦、半年 賦、元金均 等若しくは 元利均等償 還又は満期 一括償還 | 必要に応じ て繰上償還 又は借り換 えることが できる。 | |

予算に関する説明書

目 次

| | | |
|-----------------|-------|----|
| は し が き | ----- | 11 |
| 1 総 括 | ----- | 13 |
| 2 歳 入 | ----- | 16 |
| 3 歳 出 | ----- | 26 |
| 01 議会費 | ----- | 26 |
| 02 総務費 | ----- | 28 |
| 03 公債費 | ----- | 34 |
| 04 予備費 | ----- | 36 |
| 継 続 費 調 書 | ----- | 41 |
| 債 務 負 担 行 為 調 書 | ----- | 43 |
| 地 方 債 調 書 | ----- | 45 |
| 給 与 費 明 細 書 | ----- | 47 |

は し が き

- 1 この予算に関する説明書は、地方自治法施行規則第 15 条の 2 による別記様式に基づき作成したものである。
- 2 この予算に関する説明書のうち、前年度予算額は平成 24 年度当初予算額である。
- 3 歳入歳出予定額は千円単位であるため、千円未満を切り上げ又は切り捨てるの処置を行った。
- 4 人件費中職員手当及び共済費は、おおむね次により計算した。
 - (1) 地 域 手 当 本俸、扶養手当、管理職手当の 100 分の 6
 - (2) 期末及び勤勉手当 条例に基づく基本給月額額の 3.95 月分
 - (3) 職員共済組合負担金 本俸の 1,000 分の 279.1375、事務費 1 人年 9,696 円及び 6・12 月分の期末勤勉手当の 1,000 分の 176.51

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 |
|-------------|-----------|-----------|---------|
| 01 分担金 | 4,050,000 | 3,750,000 | 300,000 |
| 02 使用料及び手数料 | 222,477 | 213,420 | 9,057 |
| 03 繰越金 | 39,202 | 39,598 | △396 |
| 04 諸収入 | 281,527 | 209,809 | 71,718 |
| 05 組合債 | 4,900 | 8,100 | △3,200 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 歳入合計 | 4,598,106 | 4,220,927 | 377,179 |

(歳出)

| 款 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 |
|--------|-----------|-----------|---------|
| 01 議会費 | 4,257 | 4,071 | 186 |
| 02 総務費 | 2,191,538 | 1,813,334 | 378,204 |
| 03 公債費 | 2,399,311 | 2,400,522 | △1,211 |
| 04 予備費 | 3,000 | 3,000 | 0 |
| 歳出合計 | 4,598,106 | 4,220,927 | 377,179 |

(単位：千円)

| 本年度予算額の財源内訳 | | | | |
|-------------|------|--------|-------|-------------|
| 特 定 財 源 | | | | 一 般 財 源 |
| 国庫支出金 | 府支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| | | | | 4, 257 |
| | | 4, 900 | | 2, 186, 638 |
| | | | | 2, 399, 311 |
| | | | | 3, 000 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | 4, 900 | | 4, 593, 206 |

2 歳 入

(款) 01 分担金 (項) 01 分担金

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 |
|-----------|-----------|-----------|---------|
| 01 分担金 | 4,050,000 | 3,750,000 | 300,000 |
| 01 分担金 | 4,050,000 | 3,750,000 | 300,000 |
| 01 組合市分担金 | 4,050,000 | 3,750,000 | 300,000 |

(単位：千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|-----------|-----------|---|--------------------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| | | | |
| 01 組合市分担金 | 4,050,000 | 岸和田市・貝・市分担金 | 4,050,000 (総務課) |
| | | 平成22年10月1日国勢調査 289,753人 | |
| | | 岸和田市 199,234人 (68.76%) | |
| | | 貝・市 90,519人 (31.24%) | |
| | | $4,050,000 \text{千円} \times 2/10 \times 1/2 = 405,000,000 \text{円} - (A)$ | |
| | | $4,050,000 \text{千円} \times 8/10 \times 68.76/100 = 2,227,824,000 \text{円} - (イ)$ | |
| | | $4,050,000 \text{千円} \times 8/10 \times 31.24/100 = 1,012,176,000 \text{円} - (ロ)$ | |
| | | 岸和田市分担金 (A+イ) = 2,632,824,000円 | |
| | | 貝・市分担金 (A+ロ) = 1,417,176,000円 | |

(款) 02 使用料及び手数料 (項) 01 使用料

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 |
|-------------|---------|---------|-------|
| 02 使用料及び手数料 | 222,477 | 213,420 | 9,057 |
| 01 使用料 | 1,635 | 1,798 | △163 |
| 01 総務使用料 | 1,635 | 1,798 | △163 |
| 02 手数料 | 220,842 | 211,622 | 9,220 |
| 01 焼却手数料 | 220,842 | 211,622 | 9,220 |

(単位：千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|-----------|---------|-----------|------------------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| | | | |
| | | | |
| 01 土地使用料 | 385 | 電柱埋設地等使用料 | 385 (総務課) |
| 02 施設使用料 | 1,250 | 附属洗車場使用料 | 1,250 (管理課) |
| | | | |
| 01 廃棄物手数料 | 220,842 | 廃棄物処分手数料 | 220,842 (管理課) |

(款) 03 繰越金 (項) 01 繰越金

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 |
|--------|--------|--------|------|
| 03 繰越金 | 39,202 | 39,598 | △396 |
| 01 繰越金 | 39,202 | 39,598 | △396 |
| 01 繰越金 | 39,202 | 39,598 | △396 |

(単位：千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|--------|--------|--------|-----------------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| | | | |
| | | | |
| 01 繰越金 | 39,202 | 前年度繰越金 | 39,202 (総務課) |

(款) 04 諸収入 (項) 01 雑入

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 |
|--------|---------|---------|--------|
| 04 諸収入 | 281,527 | 209,809 | 71,718 |
| 01 雑入 | 281,527 | 209,809 | 71,718 |
| 01 雑入 | 281,527 | 209,809 | 71,718 |

(単位：千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|-------|---------|-----------|------------------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| | | | |
| | | | |
| 01 雑入 | 281,527 | 金属類等売払収入 | 41,547 (総務課) |
| | | 受給電力量収入 | 237,326 (総務課) |
| | | 雇用保険料本人掛金 | 103 (総務課) |
| | | 再商品合理化拠出金 | 2,551 (総務課) |

(款) 05 組合債 (項) 01 組合債

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 |
|--------------|-------|-------|--------|
| 05 組合債 | 4,900 | 8,100 | △3,200 |
| 01 組合債 | 4,900 | 8,100 | △3,200 |
| 01 清掃施設整備事業債 | 4,900 | 8,100 | △3,200 |

(単位：千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|------------------|-------|---------------------------------|----------------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| | | | |
| | | | |
| 01 清掃施設整備 事業債 | 4,900 | 大阪湾圏域広域処理場（フェニックス計画） 整備委託事業債 | 4,900 (総務課) |

3 歳 出

(款) 01 議会費 (項) 01 議会費

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本年度の財源内訳 | | | |
|--------|-------|-------|-----|----------|-----|-----|-------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| 01 議会費 | 4,257 | 4,071 | 186 | 0 | 0 | 0 | 4,257 |
| 01 議会費 | 4,257 | 4,071 | 186 | 0 | 0 | 0 | 4,257 |
| 01 議会費 | 4,257 | 4,071 | 186 | 0 | 0 | 0 | 4,257 |

(単位：千円)

| 節 | | 説 明 | |
|----------|-------|-------------------------|--------------|
| 区 分 | 金 額 | 事 業 別 区 分 | 内 訳 |
| | | | |
| 01 報酬 | 1,859 | 議員報酬等 (総務課) 2,509 | 01 報酬 1,859 |
| | | | 議員報酬 1,859 |
| 03 職員手当等 | 650 | | 03 職員手当等 650 |
| | | | 議員期末手当 650 |
| 09 旅費 | 1,185 | 組合議会運営事業 (総務課) 1,748 | 09 旅費 1,185 |
| | | | 費用弁償 980 |
| 10 交際費 | 50 | | 普通旅費 205 |
| | | | 10 交際費 50 |
| 11 需用費 | 160 | | 交際費 50 |
| | | | 11 需用費 160 |
| 12 役務費 | 348 | | 消耗品費 20 |
| | | | 食糧費 20 |
| 18 備品購入費 | 5 | | 印刷製本費 120 |
| | | | 12 役務費 348 |
| | | 筆耕翻訳料 348 | |
| | | 18 備品購入費 5 | |
| | | 図書購入費 5 | |

(款) 02 総務費 (項) 01 総務費

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本年度の財源内訳 | | | |
|----------|-----------|-----------|---------|----------|-------|-----|-----------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| 02 総務費 | 2,191,538 | 1,813,334 | 378,204 | 0 | 4,900 | 0 | 2,186,638 |
| 01 総務費 | 184,440 | 186,901 | △2,461 | 0 | 0 | 0 | 184,440 |
| 01 一般管理費 | 176,645 | 176,477 | 168 | 0 | 0 | 0 | 176,645 |

(単位：千円)

| 節 | | 説 | | 明 | |
|-------------------|--------|--------------------------|---------|----------|--------|
| 区 分 | 金 額 | 事 業 別 区 分 | | 内 | 訳 |
| 01 報酬 | 300 | 職員給与費等 (23人) (総務課) | 164,370 | 01 報酬 | 300 |
| 02 給料 | 69,934 | | | 特別職報酬 | 300 |
| 03 職員手当等 | 67,179 | | | 02 給与 | 69,934 |
| 04 共済費 | 26,957 | | | 一般職給 | 69,934 |
| 07 賃金 | 1,104 | | | 03 職員手当等 | 67,179 |
| 09 旅費 | 441 | | | 扶養手当 | 3,396 |
| 10 交際費 | 50 | | | 管理職手当 | 3,300 |
| 11 需用費 | 2,293 | | | 地域手当 | 4,598 |
| 12 役務費 | 4,667 | | | 住居手当 | 1,296 |
| 13 委託料 | 1,825 | | | 嘱託手当 | 17,128 |
| 14 使用料及び 賃借料 | 1,016 | | | 超過勤務手当 | 3,742 |
| 18 備品購入費 | 120 | | | 特殊勤務手当 | 240 |
| 19 負担金補助 及び交付金 | 686 | | | 通勤手当 | 3,992 |
| 27 公課費 | 73 | 期末勤勉手当 | 27,447 | | |
| | | 児童手当 | 2,040 | | |
| | | 04 共済費 | 26,957 | | |
| | | 健康保険等負担金 | 1,233 | | |
| | | 職員共済組合等負担金 | 25,279 | | |
| | | 公務災害補償負担金 | 445 | | |
| | | 清掃組合管理事務 事業 (総務課) | 12,275 | 07 賃金 | 1,104 |
| | | | | 臨時雇 | 1,104 |
| | | | | 09 旅費 | 441 |
| | | | | 費用弁償 | 137 |
| | | | | 普通旅費 | 304 |
| | | | | 10 交際費 | 50 |
| | | | | 交際費 | 50 |
| | | | | 11 需用費 | 2,293 |
| | | | | 消耗品費 | 865 |
| | | | | 燃料費 | 400 |
| | | | | 食糧費 | 5 |
| | | | | 印刷製本費 | 631 |
| | | | | 光熱水費 | 257 |
| | | | | 修繕料 | 125 |
| | | | | 医薬材料費 | 10 |
| | | | | 12 役務費 | 4,667 |
| | | | | 通信運搬費 | 873 |
| | | | | 手数料 | 583 |
| | | | | 保険料 | 3,211 |
| | | | | 13 委託料 | 1,825 |
| | | | | その他の委託料 | 1,825 |

(款) 02 総務費 (項) 01 総務費

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本年度の財源内訳 | | | |
|---------------|-------|-------|--------|----------|-----|-----|-------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| 02 総務管理費 | 7,496 | 9,991 | △2,495 | 0 | 0 | 0 | 7,496 |
| 03 公平委員会 費 | 63 | 63 | 0 | 0 | 0 | 0 | 63 |
| 04 監査委員費 | 236 | 370 | △134 | 0 | 0 | 0 | 236 |

(単位：千円)

| 節 | | 説 明 | |
|---------------|-------|-----------------|--|
| 区 分 | 金 額 | 事 業 別 区 分 | 内 訳 |
| | | | 14 使用料及び賃借料 1,016 その他の使用料及び賃借料 1,016 |
| | | | 18 備品購入費 120 庁用器具費 100 図書購入費 20 |
| | | | 19 負担金補助及び交付金 686 負担金 386 補助金 300 |
| | | | 27 公課費 73 公課費 73 |
| 07 賃金 | 1,104 | リサイクル啓発事務 7,496 | 07 賃金 1,104 臨時雇 1,104 |
| 08 報償費 | 2,384 | 事業 (総務課) | 08 報償費 2,384 報償費 2,384 |
| 11 需用費 | 2,482 | | 11 需用費 2,482 消耗品費 1,690 燃料費 10 印刷製本費 472 修繕料 300 医薬材料費 10 |
| 12 役務費 | 274 | | 12 役務費 274 通信運搬費 250 保険料 24 |
| 13 委託料 | 788 | | 13 委託料 788 その他の委託料 788 |
| 14 使用料及び賃借料 | 164 | | 14 使用料及び賃借料 164 その他の使用料及び賃借料 164 |
| 16 原材料費 | 100 | | 16 原材料費 100 原材料費 100 |
| 18 備品購入費 | 168 | | 18 備品購入費 168 機械器具費 138 図書購入費 30 |
| 19 負担金補助及び交付金 | 32 | | 19 負担金補助及び交付金 32 負担金 32 |
| 01 報酬 | 63 | 委員報酬 63 (総務課) | 01 報酬 63 委員報酬 63 |
| 01 報酬 | 146 | 委員報酬 146 (総務課) | 01 報酬 146 委員報酬 146 |
| 11 需用費 | 90 | 監査事務事業 90 (総務課) | 11 需用費 90 印刷製本費 90 |

(款) 02 総務費 (項) 02 施設費

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本年度の財源内訳 | | | |
|----------|-----------|-----------|---------|----------|-------|-----|-----------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| 02 施設費 | 2,007,098 | 1,626,433 | 380,665 | 0 | 4,900 | 0 | 2,002,198 |
| 01 施設管理費 | 2,007,098 | 1,626,433 | 380,665 | 0 | 4,900 | 0 | 2,002,198 |

(単位：千円)

| 節 | | 説 | | 明 | |
|-------------------|---------|-----------------------------|---------|-----------|---------|
| 区 分 | 金 額 | 事 業 別 区 分 | | 内 | 訳 |
| 08 報償費 | 72 | 施設管理運営事業 (管理課) | 859,282 | 08 報償費 | 72 |
| | | | | 報償費 | 72 |
| 09 旅費 | 12 | | | 09 旅費 | 12 |
| | | | | 費用弁償 | 12 |
| 11 需用費 | 305,923 | | | 11 需用費 | 249,128 |
| | | | | 消耗品費 | 138,638 |
| 12 役務費 | 6,637 | | | 燃料費 | 5,555 |
| | | | | 光熱水費 | 104,935 |
| 13 委託料 | 611,967 | | | 12 役務費 | 6,637 |
| | | | | 手数料 | 6,637 |
| 15 工事請負費 | 930,860 | | | 13 委託料 | 600,291 |
| | | | | 施設維持業務委託料 | 596,191 |
| 16 原材料費 | 149,085 | | | その他の委託料 | 4,100 |
| 18 備品購入費 | 678 | | | 16 原材料費 | 600 |
| | | 原材料費 | 600 | | |
| 19 負担金補助 及び交付金 | 1,517 | 18 備品購入費 | 678 | | |
| | | 庁用器具費 | 628 | | |
| | | 図書購入費 | 50 | | |
| 27 公課費 | 347 | 19 負担金補助及び交付金 | 1,517 | | |
| | | 負担金 | 1,517 | | |
| | | 27 公課費 | 347 | | |
| | | 公課費 | 347 | | |
| | | クリーンセンター 維持補修事業 (管理課) | 856,140 | 11 需用費 | 56,795 |
| | | | | 消耗品費 | 17,400 |
| | | | | 修繕料 | 39,395 |
| | | | | 15 工事請負費 | 650,860 |
| | | | | 工事費 | 650,860 |
| | | | | 16 原材料費 | 148,485 |
| | | | | 原材料費 | 148,485 |
| | | 大阪湾圏域広域処理 場整備事業 (管理課) | 5,476 | 13 委託料 | 5,476 |
| | | | | 施設維持業務委託料 | 5,476 |
| | | 旧清掃工場解体事業 (管理課) | 286,200 | 13 委託料 | 6,200 |
| | | | | その他の委託料 | 6,200 |
| | | | | 15 工事請負費 | 280,000 |
| | | | | 工事費 | 280,000 |

(款) 03 公債費 (項) 01 公債費

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本年度の財源内訳 | | | |
|--------|-----------|-----------|---------|----------|-----|-----|-----------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| 03 公債費 | 2,399,311 | 2,400,522 | △1,211 | 0 | 0 | 0 | 2,399,311 |
| 01 公債費 | 2,399,311 | 2,400,522 | △1,211 | 0 | 0 | 0 | 2,399,311 |
| 01 元金 | 2,180,893 | 2,151,093 | 29,800 | 0 | 0 | 0 | 2,180,893 |
| 02 利子 | 218,418 | 249,429 | △31,011 | 0 | 0 | 0 | 218,418 |

(単位：千円)

| 節 | | 説 明 | | | |
|-------------------|-----------|--------------------|-----------|--------------------------|------------------------|
| 区 分 | 金 額 | 事 業 別 区 分 | | 内 訳 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 23 償還金利子 及び割引料 | 2,180,893 | 長期債元金償還事業 (総務課) | 2,180,893 | 23 償還金利子及び割引料 償還金 | 2,180,893 2,180,893 |
| 23 償還金利子 及び割引料 | 218,418 | 長期債利子償還事業 (総務課) | 218,418 | 23 償還金利子及び割引料 利子及び割引料 | 218,418 218,418 |

(款) 04 予備費 (項) 01 予備費

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本年度の財源内訳 | | | |
|--------|-------|-------|-----|----------|-----|-----|-------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| 04 予備費 | 3,000 | 3,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,000 |
| 01 予備費 | 3,000 | 3,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,000 |
| 01 予備費 | 3,000 | 3,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,000 |

(単位：千円)

| 節 | | 説 明 | |
|--------|-------|--------------------|---------------------------|
| 区 分 | 金 額 | 事 業 別 区 分 | 内 訳 |
| | | | |
| | | | |
| 29 予備費 | 3,000 | 予備費 (総務課) 3,000 | 29 予備費 3,000 予備費 3,000 |

- 1) 継続費についての支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額調書
- 2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
- 3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書
- 4) 給 与 費 明 細 書

1) 継続費についての支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額調書

| 款 | 項 | 事業名 | 全体計画 | | | | | | 前年度末 までの 支出 (見込)額 | 当該年度 支出 予定額 | 当該年度 末までの 支出 予定額 | 翌年度 以降支出 予定額 | 継続費の 総額に 対する 進捗率 | |
|----|----|-----------|---------------|-----|--------|------|-----|---------------|----------------------------|-------------------|---------------------------|--------------------|---------------------------|------|
| | | | 年度 | 年割額 | 左の財源内訳 | | | | | | | | | 一般財源 |
| | | | | | 特定財源 | | | | | | | | | |
| | | | | | 国庫支出金 | 府支出金 | 地方債 | その他 | | | | | | |
| 02 | 02 | 旧清掃工場解体事業 | | | | | | | | | | | | |
| | | 25 | 千円 280,000 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 280,000 | 千円 280,000 | 千円 280,000 | 千円 | % 40.00 | | |
| | | 26 | 420,000 | | | | | 420,000 | | | 420,000 | 60.00 | | |
| | | 計 | 700,000 | | | | | 700,000 | 280,000 | 280,000 | 420,000 | 100.00 | | |

2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

| 事 項 | 限 度 額 | 前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額 | | 当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額 | | 左 の 財 源 内 訳 | | | | |
|--------------------------|-----------------|-----------------------------|---------|-------------------------|---------------|-------------|------|-----|-----|---------------|
| | | 期 間 | 金 額 | 期 間 | 金 額 | 特 定 財 源 | | | | 一 般 財 源 |
| | | | | | | 国庫支出金 | 府支出金 | 地方債 | その他 | |
| 岸和田市貝塚市クリーンセンター運営管理業務委託料 | 千円 2,498,560 | 平成23年度 | 千円 0 | 平成25年度 | 千円 410,000 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 410,000 |
| | | 平成24年度 | 409,500 | 平成26年度 | 434,439 | | | | | 434,439 |
| | | | | 平成27年度 | 447,473 | | | | | 447,473 |
| | | | | 平成28年度 | 460,898 | | | | | 460,898 |

3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

| 区 分 | 前前年度末現在高 千円 | 前 年 度 末 現 在 高 見 込 額 千円 | 当 該 年 度 中 増 減 見 込 額 | | 当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額 千円 |
|--------------------------|----------------|------------------------------|------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| | | | 当 該 年 度 中 起 債 見 込 額 千円 | 当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額 千円 | |
| 1 普 通 債 | | | | | |
| (1) 最終処分地施設整備事業債 | 115,663 | 106,858 | 4,900 | 12,519 | 99,239 |
| (2) ごみ焼却施設整備事業債 | 31,581 | 15,924 | | 15,924 | 0 |
| (3) 廃棄物処理施設 建設用地購入事業債 | 5,583,946 | 4,679,156 | | 915,391 | 3,763,765 |
| (4) ごみ処理施設建設事業債 | 11,451,810 | 10,234,669 | | 1,237,058 | 8,997,611 |
| 計 | 17,183,000 | 15,036,607 | 4,900 | 2,180,892 | 12,860,615 |

4) 給与費明細書

1 特別職

| 区 分 | | 職 員 数 | 給 与 費 | | | | 共 済 費 | 合 計 | 備 考 |
|-------|-------|--------|-----------|-----|---------|-----------|-------|-----------|-----|
| | | | 報 酬 | 給 料 | 職 員 手 当 | 計 | | | |
| 本 年 度 | 長 等 | 人 2 | 千円 300 | 千円 | 千円 0 | 千円 300 | 千円 | 千円 300 | |
| | 議 員 | 14 | 1,859 | | 650 | 2,509 | | 2,509 | |
| | そ の 他 | 16 | 209 | | | 209 | | 209 | |
| | 計 | 32 | 2,368 | | 650 | 3,018 | | 3,018 | |
| 前 年 度 | 長 等 | 2 | 300 | | 0 | 300 | | 300 | |
| | 議 員 | 14 | 1,859 | | 650 | 2,509 | | 2,509 | |
| | そ の 他 | 16 | 209 | | | 209 | | 209 | |
| | 計 | 32 | 2,368 | | 650 | 3,018 | | 3,018 | |
| 比 較 | 長 等 | 0 | 0 | | 0 | 0 | | 0 | |
| | 議 員 | 0 | 0 | | 0 | 0 | | 0 | |
| | そ の 他 | 0 | 0 | | 0 | 0 | | 0 | |
| | 計 | 0 | 0 | | 0 | 0 | | 0 | |

2 一 般 職

(1) 総 括

| 区 分 | 職 員 数 | 給 与 費 | | | | 共 済 費 | 合 計 | 備 考 |
|-------|-------|--------|---------|---------|--------|---------|-----|-----|
| | | 報 酬 | 給 与 | 職 員 手 当 | 計 | | | |
| 本 年 度 | 18 | 69,934 | 67,179 | 137,113 | 26,957 | 164,070 | | |
| 前 年 度 | 17 | 71,950 | 64,968 | 136,918 | 26,610 | 163,528 | | |
| 比 較 | 1 | 0 | △ 2,016 | 2,211 | 195 | 347 | 542 | |

| 職 員 手 当 の 内 訳 | 区 分 | 扶 養 手 当 | 管 理 職 手 当 | 地 域 手 当 | 住 居 手 当 | 嘱 託 手 当 | 超 過 勤 務 手 当 | 特 殊 勤 務 手 当 | 通 勤 手 当 | 期 末 勤 勉 手 当 | 児 手 当 童 等 |
|------------------|-------|---------|-----------|---------|---------|---------|-------------|-------------|---------|-------------|-----------|
| | 本 年 度 | 3,396 | 3,300 | 4,598 | 1,296 | 17,128 | 3,742 | 240 | 3,992 | 27,447 | 2,040 |
| | 前 年 度 | 3,420 | 3,756 | 4,748 | 972 | 12,744 | 5,153 | 230 | 3,986 | 28,219 | 1,740 |
| | 比 較 | △ 24 | △ 456 | △ 150 | 324 | 4,384 | △ 1,411 | 10 | 6 | △ 772 | 300 |

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

| 区 分 | 増 減 額 | 増減額の増減事由別内訳 | | 説 明 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----------------------|-------------|-------------------|-----------|---|-----|---------------------|---------|-------|-----|-----|--------|-----|-----|-----|----|-----|-----|----|
| 給 料 | △ 2,016 ^{千円} | 1 昇給に伴う増加分 | 243 ^{千円} | | 平均昇給率 1.41% 昇給に係る職員数 { 本年度 14人 前年度 13人 増 減 1人 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2 その他の増減分 | △ 2,259 | 新陳代謝等に係る分 | 職員数の異動状況 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>{ 現に在籍する 職 員 数 }</td> <td>{ その他 }</td> <td>{ 計 }</td> </tr> <tr> <td>本年度</td> <td>18人</td> <td>0人</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>前年度</td> <td>17人</td> <td>0人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td>1人</td> <td>0人</td> <td>1人</td> </tr> </table> | | { 現に在籍する 職 員 数 } | { その他 } | { 計 } | 本年度 | 18人 | 0人 | 18人 | 前年度 | 17人 | 0人 | 17人 | 増 減 | 1人 |
| | { 現に在籍する 職 員 数 } | { その他 } | { 計 } | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本年度 | 18人 | 0人 | 18人 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前年度 | 17人 | 0人 | 17人 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 増 減 | 1人 | 0人 | 1人 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職員手当 | 2,211 | 1 地域手当の増減分 | △ 150 | | 地域手当の支給率 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2">本年度</td> <td>支給対象地域</td> <td>全地域</td> </tr> <tr> <td>支給率</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">前年度</td> <td>支給対象地域</td> <td>全地域</td> </tr> <tr> <td>支給率</td> <td>6%</td> </tr> </table> 支給対象職員数 18人 支給対象職員数 17人 国の指定基準に基づく支給率 6% | 本年度 | 支給対象地域 | 全地域 | 支給率 | 6% | 前年度 | 支給対象地域 | 全地域 | 支給率 | 6% | | | | |
| 本年度 | 支給対象地域 | 全地域 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 支給率 | 6% | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前年度 | 支給対象地域 | 全地域 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 支給率 | 6% | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2 一 般 職
(1) 総 括

| 区 分 | 増 減 額 | 増減額の増減事由別内訳 | | 説 明 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|--------------|-------------|---|---|-----|---|-----|----|-----|---|---|--|---------|---------|-------|--|--|--------|-----|------|------|--|-----|---|-----|----|-----|---|---|--|---------|---------|-------|--|--|--------|-----|------|------|--|------|---|-----|----|-----|---|---|--|---------|---------|-------|--|--|--------|-----|------|------|--|
| | 千円 | 2 期末勤勉手当の増減分 | 千円 △ 772 | 千円 | <p>期末勤勉手当の支給率</p> <p style="text-align: right;">職制上の段階、職務の 等級等による加算措置</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">本年度</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>支給期</td> <td>6月</td> <td>12月</td> <td>計</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">有</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(0.975)</td> <td>(1.125)</td> <td>(2.1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>支給率(月)</td> <td>1.9</td> <td>2.05</td> <td>3.95</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">前年度</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>支給期</td> <td>6月</td> <td>12月</td> <td>計</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">有</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(0.975)</td> <td>(1.125)</td> <td>(2.1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>支給率(月)</td> <td>1.9</td> <td>2.05</td> <td>3.95</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">国の制度</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>支給期</td> <td>6月</td> <td>12月</td> <td>計</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">有</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(0.975)</td> <td>(1.125)</td> <td>(2.1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>支給率(月)</td> <td>1.9</td> <td>2.05</td> <td>3.95</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">()内は再任用職員</p> | 本年度 | { | 支給期 | 6月 | 12月 | 計 | 有 | | (0.975) | (1.125) | (2.1) | | | 支給率(月) | 1.9 | 2.05 | 3.95 | | 前年度 | { | 支給期 | 6月 | 12月 | 計 | 有 | | (0.975) | (1.125) | (2.1) | | | 支給率(月) | 1.9 | 2.05 | 3.95 | | 国の制度 | { | 支給期 | 6月 | 12月 | 計 | 有 | | (0.975) | (1.125) | (2.1) | | | 支給率(月) | 1.9 | 2.05 | 3.95 | |
| 本年度 | { | 支給期 | 6月 | 12月 | 計 | | | 有 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | (0.975) | (1.125) | (2.1) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 支給率(月) | 1.9 | 2.05 | 3.95 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前年度 | { | 支給期 | 6月 | 12月 | 計 | 有 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | (0.975) | (1.125) | (2.1) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 支給率(月) | 1.9 | 2.05 | 3.95 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国の制度 | { | 支給期 | 6月 | 12月 | 計 | 有 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | (0.975) | (1.125) | (2.1) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 支給率(月) | 1.9 | 2.05 | 3.95 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 3 その他の増減分 | 3,133 | <p>扶養手当 △ 24</p> <p>管理職手当 △ 456</p> <p>住居手当 324</p> <p>嘱託手当 4,384</p> <p>超過勤務手当 △ 1,411</p> <p>特殊勤務手当 10</p> <p>通勤手当 6</p> <p>児童手当 300</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

| 区 分 | | 一般行政職 |
|--------|--------|----------------------|
| 平成25年 | 平均給料月額 | 324,763 ^円 |
| 1月1日現在 | 平均年齢 | 42 - 2 ^歳 |
| 平成24年 | 平均給料月額 | 315,756 ^円 |
| 1月1日現在 | 平均年齢 | 41 - 0 ^歳 |

イ 初任給

| 区 分 | 学 歴 | 一般行政職 |
|-------------------|-------|----------------------|
| 岸和田市貝塚市 清掃施設組合 | 大 学 卒 | 180,600 ^円 |
| | 高 校 卒 | 151,300 |
| 国 の 制 度 | 大 学 卒 | 172,200 |
| | 高 校 卒 | 140,100 |

ウ 等級別職員数

| 区 分 | 等 級 | 一般行政職 | |
|-------|-------|----------------|-------------------|
| | | 職員数 | 構成比 |
| 本 年 度 | 1等級 | 2 ^人 | 11.1 [%] |
| | 2等級 | 2 | 11.1 |
| | 3等級 | 0 | 0 |
| | 4等級 | 4 | 22.2 |
| | 5等級 | 0 | 0 |
| | 6等級 | 3 | 16.7 |
| | 7等級 | 7 | 38.9 |
| | 8等級 | 0 | 0 |
| | 計 | 18 | 100 |
| | 前 年 度 | 1等級 | 2 |
| 2等級 | | 2 | 11.8 |
| 3等級 | | 0 | 0 |
| 4等級 | | 4 | 23.5 |
| 5等級 | | 3 | 17.6 |
| 6等級 | | 4 | 23.5 |
| 7等級 | | 2 | 11.8 |
| 8等級 | | 0 | 0 |
| 計 | | 17 | 100 |

(等級別の標準的な職務内容)

| 区 分 | 1等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級 | 5等級 | 6等級 | 7等級 | 8等級 |
|----------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|------|-----|
| 標準的な職務内容 | 部長級 | 課長級 | 課長補佐級 | 係長級 | 主査 | 主任 | 一般職員 | |

エ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

| 区 分 | 20年勤続の者 | 25年勤続の者 | 35年勤続の者 | 最高限度 | その他の加算措置等 | 備考 |
|----------------|---------------|--------------|-------------|-------------|----------------------------------|----|
| 支給率等 | 月分 28.7875 | 月分 38.955 | 月分 55.86 | 月分 55.86 | 定年前早期退職 特 例 措 置 (2%~20%加算) | |
| 国の制度 (支給率等) | 28.7875 | 38.955 | 55.86 | 55.86 | 定年前早期退職 特 例 措 置 (2%~20%加算) | |

オ 特殊勤務手当

| 区 分 | 全 職 種 |
|---------------------|-------------|
| 給 料 総 額 に 対 す る 比 率 | 0.3 % |
| 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称 | ご み 焼 却 業 務 |

カ その他の手当

| 区 分 | 内 容 | 国 の 制 度 と の 異 同 | 国 の 制 度 と 異 な る 内 容 | |
|---------|--|-----------------|---------------------|--|
| 扶 養 手 当 | 配偶者 | 13,000円 | 同 じ | |
| | 配偶者のない者で扶養親族1人目 | 11,000円 | | |
| | その他 | 6,500円 | | |
| | 子のうち16歳～22歳の者につき | 5,000円 加算 | | |
| 住 居 手 当 | 世帯主で家賃支払い者(限度額27,000円) | 同 じ | | |
| 通 勤 手 当 | 交通機関利用者 実費(6箇月定期券相当額)を支給 交通用具使用者 通勤距離に応じて支給 | 同 じ | | |

議案第3号

公平委員会の委員選任につき同意を
求めるについて

公平委員会の委員に次の者を選任したいので、地方公務員法
第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

平成 25 年3月 28 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合
管理者 野 口 聖

記

- | | |
|--------|------------------|
| 1 住 所 | 貝塚市麻生中 822 番地の8 |
| 1 氏 名 | 清 原 泰 司 |
| 1 生年月日 | 昭和 25 年 5 月 16 日 |

経 歴 書

氏 名 清 原 泰 司
生 年 月 日 昭和25年5月16日
現 住 所 貝塚市麻生中822番地の8

学 歴

昭和49年3月 大阪大学法学部卒業
昭和52年3月 大阪大学大学院法学研究科博士前期課程修了(法学修士)

職 歴

昭和52年4月 和歌山大学経済学部助手に就任
平成9年4月 和歌山大学経済学部教授に就任
平成17年4月 南山大学法学部教授に就任
平成19年4月 南山大学法科大学院教授に就任、現在に至る

公 職

平成9年9月 貝塚市公平委員会委員に就任
平成12年4月 大阪府都市競艇組合公平委員会委員に就任
平成21年10月 貝塚市公平委員会委員長に就任
平成21年11月 岸和田市貝塚市清掃施設組合公平委員会委員に就任、現在に至る

